

洲本市地域防災計画

第2編 災害予防計画

令和6年2月

洲 本 市

目次

第1章 基本方針	1
第1節 基本方針	1
第2節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	3
第3節 津波災害及び津波防災に関する研究及び観測等の推進	4
第4節 重点施策	5
第2章 災害応急対策への備えの充実	7
第1節 組織体制の整備	7
第2節 研修及び訓練の実施	10
第3節 広域防災体制の確立	13
第4節 災害対策拠点の整備・運用	15
第5節 情報通信機器及び施設の整備並びに運用	16
第6節 防災拠点の整備	19
第7節 火災予防対策の推進	22
第8節 防災資機材の整備	26
第9節 災害医療システムの整備	27
第10節 緊急輸送体制の整備	30
第11節 避難所対策の充実	32
第12節 帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）対策の推進	38
第13節 備蓄体制等の整備	39
第14節 家屋被害認定士制度、応急危険度判定制度の整備	42
第15節 廃棄物対策の充実	45
第16節 要配慮者支援対策の充実	46
第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備	51
第18節 水防対策等の充実	53
第19節 土砂災害対策の充実	57
第20節 中山間地帯における孤立対策	60
第21節 重要施設の防災対策	61
第22節 災害復旧・復興への備え	62
第3章 市民参加による地域防災基盤の充実	63
第1節 防災に関する学習等の充実	63
第2節 自主防災体制の整備	68
第3節 消防団の充実強化	71
第4節 企業等の地域防災活動への参画促進	72
第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備	74
第1節 防災基盤及び施設等の整備	74
第2節 都市の防災構造の強化	76
第3節 建築物等の耐震性の確保	79
第4節 治山・治水対策の推進	81
第5節 地盤災害の防止施設等の整備	82
第6節 水害の防止施設等の整備	85
第7節 災害に強い森づくりの推進等	87
第8節 交通関係施設の整備	88

第9節	ライフライン関係施設の整備	91
第10節	危険物施設等の予防対策の実施	103
第5章	阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承	105
第1節	ひょうご防災減災推進条例に基づく活動	105
第2節	住宅再建共済制度の促進	106
第6章	その他の災害予防計画	108
第1節	大規模事故の予防対策の推進	108

第1章 基本方針

この計画は、市民の安全及び安心を確保することを市の最優先課題として位置づけ、過去の災害経験及び今後発生が想定される災害に関する情報を十分に生かし、災害を見すえた都市基盤づくり、市民が自ら行動し、継承していく災害対応体制づくり、迅速かつ確実に危機管理機能を発揮し、強力に災害対応を推進できる防災システムづくりなどを通じ、災害に強いまちづくりを文化として確立していくことを目指す。

また、規模の大きな地震の連続発生や、各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性に留意する必要があることから、市及び防災関係機関は、避難訓練と合わせた防災教育の実施や、防災と福祉の連携等、様々な機会づくりにより、防災思想・意識の向上を図るとともに、普及啓発に努める。

第1節 基本方針

〔全部署 淡路広域水道企業団〕

第1 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

- 平時の防災組織体制の整備と研修・訓練等の実施
- 広域防災体制の確立
- 災害対策拠点、情報通信機器・施設及び防災拠点の整備
- 火災予防対策の推進、消防施設・設備の整備
- 防災資機材の整備
- 災害救急医療システムの整備
- 緊急輸送体制の整備
- 避難対策の充実
- 災害時帰宅困難者対策の推進
- 備蓄体制等の整備
- 家屋被害認定制度等の整備
- 廃棄物対策の充実
- 要配慮者支援対策及び外国人支援対策の充実
- 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- 水防対策等の充実
- 土砂災害対策の充実
- 中山間地帯の集落散在地域における災害対策
- 災害対策基金の積立・運用 等

第2 市民参加による地域防災力の向上

平時から、減災のための備えを実践する市民運動を展開し、自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参加促進の方策を明示する。

- 防災に関する学習等の充実
- 自主防災組織の育成
- 消防団の充実
- 企業等の地域防災活動への参画促進

第3 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる堅牢でしなやかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

- 防災基盤・施設等の整備
- 都市の防災構造の強化
- 建築物等の耐震性の確保
- 地盤災害の防止施設等の整備
- 治山・治水対策の推進
- 交通・ライフライン関係施設の整備
- 水害の防止施設等の整備
- 災害に強い森づくりの推進等 等

第4 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを推進するため、教訓の発信と継承のための取組を明示する。

第2節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

〔総務部消防防災課〕

第1 趣 旨

地震発生時の津波の適切な設定と対策の基本的な考え方について定める。

第2 内 容

1 あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定して津波対策を推進

- (1) 津波防災対策は、切迫性が低くても、東北地方太平洋沖地震や最大クラスの津波を想定し、様々な施策を講じるよう検討していく必要がある。
このため、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設の整備など、ハード・ソフトのとりうる手段を尽くした総合的な津波対策の確立を推進する。
- (2) 総合的な津波対策をさらに具体的に進めるためには、津波観測、警報発表、情報伝達などの改善や防災教育、防災訓練の充実、避難路、避難場所の整備などに積極的に努めていく。
- (3) 今般の津波における住民等の避難行動や情報伝達などについて、十分調査分析を行う必要があり、今後、これらの調査分析に基づき、リスクコミュニケーションの仕組みの構築等により、市民の防災意識の向上に努めていく。
- (4) 県の作成する市町津波災害対応マニュアル作成指針を参考に、平成 25 年度に県が実施した南海トラフ巨大地震津波浸水想定に対応した津波災害対応マニュアルを作成し、津波対策を推進する。

対象津波	基本的な考え方	
	ハード対策	ソフト対策（避難対策）
レベル1 津波対策 (発生頻度が高い津波)	防潮堤等で津波の越流を防ぐ。 (淡路島南部地域を除く)	命を守るための避難を支援（レベル1 津波対策・レベル2 津波対策に共通）
レベル2 津波対策 (最大クラスの津波)	津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の沈下対策、基礎部の洗掘対策等により浸水被害を軽減する。	

(5) デジタル技術の活用

県及び市町は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

第3節 津波災害及び津波防災に関する研究及び観測等の推進

〔総務部消防防災課〕

第1 趣 旨

地震・津波災害の被害を最小限にとどめるために、地震・津波災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期する。

第2 内 容

(1) 地震・津波被害想定調査

市は、国・県などが実施する市域に大きな被害を与える可能性の高い地震・津波を想定するとともに、被害想定調査データの入手に努め、市の防災対策に活用する。

第4節 重点施策

〔全部署 淡路広域水道企業団〕

第1 ソフト面の対策

1 市民意識の高揚

学校教育及び社会教育等における防災教育を継続的に実施し、災害及び防災に関する知識を体験的に修得できるよう積極的な普及に努めるとともに、防災訓練等を通じ市民が自ら考え行動できる防災活動を練り上げていくことで、災害においても有効に機能できる、実地的な自主防災活動に対する市民意識の高揚を図る。

2 自主防災組織等の確立

市民及び事業者による自主防災組織等の整備並びに拡充を促進することとし、平時からの日常的なつながりに基づく、自主的かつ自立的な活動として、情報の収集及び提供、集団避難、避難誘導、並びに避難所の運営等の役割を担うことができる、強固できめ細かな自主防災体制づくりを図る。

3 広域連携支援機能の確保の整備

災害時等における危機管理体制の拡充のため、広域的な連携による救援及び支援体制の確保に努める。

第2 ハード面の対策

1 防災拠点の整備

地域防災拠点及びコミュニティ防災拠点の整備を進め、ライフラインの確保、避難所の確保など、災害時における防災体制の確立を図る。

2 災害対応システムの整備検討

情報伝達システムとして、防災行政無線をはじめ、特に要配慮者等に対する伝達手段の確保に重点を置きつつ、確実な情報伝達の実施に向け、既存システムの評価、連携及び改善等を含め、整備を検討する。

また、本部における情報収集機能及び指揮機能を強化し、応急措置の効率的な実施に必要な機能を有する地理情報システムの整備についても併せて検討する。

3 消防施設等の整備

災害対応において大きな力を発揮する消防団の機能向上及び活動活性化を図るため、消防拠点施設（コミュニティ消防センター等）の計画的な整備、消防資機材の整備、並びに練度向上及び地域との連携を目的とした訓練の実施を推進する。

4 災害に強い都市構造の形成

災害に強い都市構造の形成に向け、防災機能を備えた公共空地の創出、水路網、防潮施設及び排水施設の整備、並びに幹線道路及び生活道路の整備によるアクセスの多重性確保に努める。

5 治山対策の推進

土砂災害防止機能を有する山林の有効な保全管理方法の検討を図るとともに、安全性及び緊急度に応じ治山対策を推進し、また、急傾斜地崩壊対策等の実施により宅地災害の防止に努める。

6 治水対策の推進

想定される災害規模に応じ、必要な流量を確保できるよう、県（二級河川）、市（準用河川及び普通河川）は連携して河川改修を進める。

また、貯水量、老朽度及び維持管理状況等に応じ、ため池の改良又は廃止を促す。

第2章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備

〔総務部消防防災課〕

第1 趣 旨

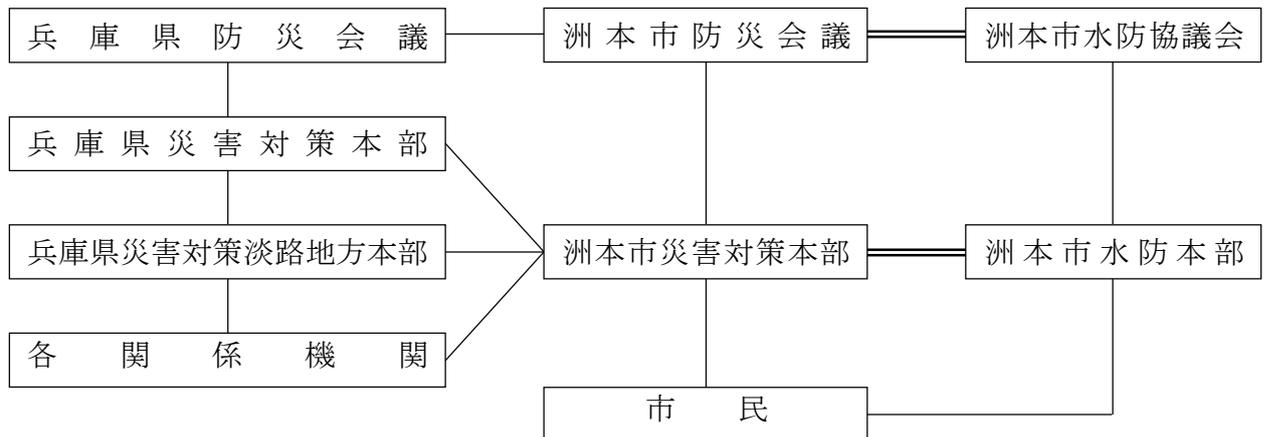
市及び防災関係機関の平時からの防災組織体制について定める。

第2 内 容

市は、市における総合的な防災対策を推進するため、平時から防災に係る組織体制の整備及び充実に努める。

市における防災組織は次のとおりである。

なお、防災組織体制の整備に当たっては、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画の拡大を図る。



1 洲本市の防災組織体制

(1) 洲本市防災会議

災害対策基本法及び洲本市防災会議条例に基づき、洲本市地域防災計画の策定及びその実施を推進するため、洲本市防災会議を設置する。

(2) 洲本市災害対策本部

市長は、災害対策基本法及び洲本市災害対策本部条例に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特にその対策又は防災活動の推進を図る必要があると認めるときは、洲本市地域防災計画の定めるところにより、洲本市災害対策本部を設置する。

2 災害対策要員等の確保体制

市は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努める。

(1) 24時間監視・即応体制の確立

市は、災害の監視及び災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外においても当直（日直・宿直）体制を実施する。

(2) 職員の体制

市は、災害発生時における職員の体制につき、以下の事項をあらかじめ取り決めておくこととし、職員に対しては定期的な訓練を通じ、周知徹底を図る。

- ① 参集基準
- ② 夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網を使った参集体制
- ③ 応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法の周知
- ④ フェニックス防災システム端末の使用法の習熟

(3) 情報収集伝達体制の強化

職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化に努める。

3 市業務継続計画の運用

市は、大規模災害時等において、市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、「洲本市業務継続計画」(Business Continuity Plan: BCP)を策定しており、今後は適切な運用を図る。

- (1) 大規模災害での被害を最小限にとどめるため、災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定、保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

4 防災関係機関

防災関係機関は、災害対策基本法の規定に基づき、予防及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善に努める。

5 消防団

消防団は、その設備及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務としている。

このため、必要な人員数を確保するとともに、災害時において迅速に活動できるよう、常に機材の点検整備及び訓練を実施することにより、技能の研鑽を図るものとする。

また、平時から市民、町内会及び自主防災組織等と連携し、市民の防災に関する意識及び技能向上に努める。

6 市民

防災対策の根本は、市民一人ひとりが防災意識を高め、災害に備える気運を醸成することにある。

このため、市は、各種広報活動や町内会等を中心とした防災学習・訓練を通じ、市民の防災意識向上に努めるとともに、地域の高齢化等の問題等を踏まえ、地域の実状に則した効果的な自主防災組織の育成強化を図り、市民が自主的な防災活動を行う環境整備に努める。

7 事業所

消防法第8条の規定により消防計画を策定する事業所、及び地域の安全と密接な関連がある事業所については、災害の未然防止に努め、利用者及び従業員の安全を確保するとともに、災害の拡大防止に努めることが望まれる。

したがって、市は、各事業所に対し、自衛的かつ自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全を確保するとともに、地域の消防団及び自主防災組織等と密接な連携を図り、地域の安全に積極的に寄与するよう指導する。

8 その他

市、県は、関係部局連携の下、審議会等を通じて有識者等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める。

第2節 研修及び訓練の実施

〔総務部消防防災課・総務課 消防団 消防本部〕

第1 趣 旨

職員等の災害対応能力の向上のための研修・訓練について定める。

第2 内 容

1 研 修

- (1) 市は、学識経験者等を講師とした研修会を開催する。
また、防災に関する講習会及びシンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対応能力の向上に努める。
- (2) 市は、災害時の情報収集及び伝達を担うフェニックス防災システムを有効活用すべく、県が開催する操作研修会に職員を参加させ、特に初動時における災害情報の収集及び伝達に万全の体制で臨めるよう努める。
- (3) 市は、職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- (4) 職員は、これら研修等への受講等を通じて、過去の災害の教訓の共有、災害対応に必要となる知識やスキルの習得を進め、災害対応力の強化に努める。

2 防災訓練

市は、防災体制の検証、対応能力や技能の向上、市民の防災意識の高揚等、目的に応じた各種の防災訓練を実施し、実践的な対応力を涵養するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど、防災対策の充実強化を図る。

防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応や、帰宅困難者の想定、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、新型コロナウイルスなどの感染症対策に十分配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施するよう努める。

また、地域、学校、職場等での防災訓練について、ハザードマップの確認、家具や備品の固定、飛散防止用フィルムの貼付等、被害減少のための予防的な取組を加味するよう工夫するとともに、基本的な防災用資機材の操作方法、気象や津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示等を正しく理解し的確に行動できるよう、そうした事態を想定した実践的な訓練も取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

(参加機関) 県、警察本部、市町、自衛隊、海上保安本部、気象庁、消防機関、ライフライン機関、自主防災組織、学校、各種団体、事業所、NPO、ボランティア 等

(1) 総合防災訓練

市は、防災関係機関と相互に連携を密にし、迅速かつ的確な災害応急対策の実現を図るため、総合防災訓練を実施する。

なお、実施時期、実施場所、想定災害及び訓練内容等については、参加機関等が協議して決定する。

① 災害対策本部設置訓練

想定される災害に応じ、職員の非常参集、災害情報の提供、避難情報の伝達、被害状況の収集及び伝達、応急対策の検討並びに防災関係機関との連携及び役割確認等、災害対策本部の設置及び運営に係る訓練を実施する。

② 地域防災訓練

地域防災力の向上等を図るため、町内会、自主防災組織、学校及び事業所等が主体となり、避難、初期消火及び避難所開設等の訓練を実施する。

(2) 個別防災訓練

市及び防災関係機関は、抜き打ちで訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

① 抜き打ち訓練

勤務時間外における災害の発生に備えて、適宜、職員の緊急参集訓練を実施する。

ア 職員非常参集訓練

イ 情報収集伝達訓練 等

② 図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報の収集、分析、伝達及び決定等の対応を行う図上訓練を実施する。

ア 対策のシミュレート訓練

イ 他機関との連携訓練

ウ 水害・土砂災害の同時発生や津波・火災等、地震に伴う複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した訓練 等

③ 実地訓練

ア 水防訓練

イ 消防訓練

ウ 災害救助訓練

エ 災害警備訓練

オ 林野火災訓練 等

④ その他の個別訓練

ア 災害ボランティアの受入訓練

イ 災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練

ウ 要配慮者への情報伝達、避難誘導訓練

エ 帰宅困難者への対応訓練

オ 広域避難訓練 等

(3) 津波防災訓練

市は、県と連携して、防潮扉等の閉鎖体制の確立、住民の津波避難の意識啓発等を目的とした、実践的な津波防災訓練を実施する。

① 想定する訓練地震は、南海トラフ地震をはじめ、地震・津波のタイプ及び地域の特性に応じた内容を検討するとともに、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画運営を検討する。

② 訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させる。

③ 県及び防災関係機関との地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

(4) 自主防災組織等による防災訓練

自主防災組織等は、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、適宜市及び消防機関の指導のもと、地域の事業所や各種団体、学校等とも連携し、防災訓練の実施に努める。

市は、必要に応じ、自主防災組織等への防災訓練に関する指導を行う。

① 情報収集・伝達訓練

② 消火訓練

③ 救出・救護訓練

④ 避難誘導訓練

- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 災害図上訓練 等

※防災訓練を行う際の交通規制

都道府県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(災害対策基本法第48条第2項)

3 その他

市は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、災害発生時の基本指針及び行動マニュアル等を作成するなど、防災知識の周知徹底に努める。

また、要配慮者の支援に関し、関係機関と連携し、情報の伝達、避難行動の支援及び避難場所におけるケア等について円滑に実施できるよう、研修及び訓練に努め、状況改善を重ねていくことで、被害の防止又は軽減を図る。

第3節 広域防災体制の確立

〔総務部消防防災課 関係各部署 消防本部〕

第1 趣 旨

大規模災害や広域的な災害に対し、他の市町等と連携及び協力して対処するための体制整備について定める。

第2 内 容

1 相互応援体制の整備

市は、広域的な災害に備え、他の市町等との相互応援体制を確保するため、相互応援協定の締結を推進する。

協定の内容としては、給水の確保、災害廃棄物の処理、救援物資の支援、一般職員及び専門職員の派遣、並びに資機材の提供等とし、協定先市町等と協議のうえ定める。

なお、協定締結等の連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、平常時より、県から派遣される災害情報収集職員（リエゾン）との連携及び情報共有の仕組みの構築など、運営方法の整備に努める。

さらに、大規模災害時の対策の充実・強化を図るため、平常時から県及び県内市町と連携し、発災時の相互応援を迅速に実施する体制を確立する。

(1) 市の相互応援協定

市の相互応援協定は、以下のものを締結している。

「災害時相互応援に関する協定（神戸市、徳島市）」（H9. 8. 19）

「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」（H10. 3. 16）

「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」（H18. 11. 1）

「淡路地域災害時等相互応援に関する協定」（H20. 2. 15）

「消防団の相互応援に関する協定書」（H20. 2. 15）

「災害時における相互応援に関する協定（美馬市）」（H23. 2. 18）

「災害時相互応援協定（岬町）」（H27. 3. 31）

2 応援・受援体制の整備

市は、関西広域連合が作成する「関西広域応援・受援実施要綱」や県が策定した「兵庫県災害時受援計画」、「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルや、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるよう受援計画を策定する。

また、県が実施する、業務継続体制を含めた受援体制の構築及び充実のための研修に参加するよう努める。

なお、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受入に当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。

＜受援業務の例＞

- 他府県等応援要員受入れ
- 救命救助・消火部隊受入れ
- 重傷患者広域搬送、DMAT、救護班受入れ
- 救援物資受入れ
- 広域避難
- ボランティアの受入れ 等

3 その他防災関係機関との連携強化

市及び消防本部は、広域消防応援協定の締結及び運用など、消防相互応援体制の整備及び緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

4 被災市町村への支援体制の整備

被災都道府県からの応援の求めを受けた県が、本市に対して被災市町村への応援を求めた場合、市は、県と連携・協力して、被災市町村への支援を行う。

市は、連絡調整等を図るため、県との一体的な支援体制の整備に努める。

5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備

(1) 市、県は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(2) また、市、県、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。

その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

(3) 市、県は、県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組を活用した協力体制の活用等も検討する。

6 自衛隊災害派遣への対応

市は、平素から自衛隊災害派遣部隊等の受入担当連絡部署（職員）の指定及び配置を行うとともに、自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておく。

第4節 災害対策拠点の整備・運用

〔総務部消防防災課・総務課 企画情報部広報情報課〕

第1 趣 旨

市の防災対策活動の中核拠点である災害対策本部室等の整備及び運用について定める。

第2 内 容

1 災害対策拠点の設備整備の考え方

市は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、非構造部材を含む耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機の常備等の対策を講じるとともに、庁舎の被災による通信手段の喪失に備え、衛星携帯電話の装備や、近隣の他の施設の利用等も検討しておく。

なお、指定避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、指定避難所として活用するために必要な設備・機器の整備に努めるとともに、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

2 災害対策本部拠点の整備・運用

市は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性や水害などによる浸水対策等を確認し、不十分な場合は、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討する。

(1) 機 能

- ① 各種情報の収集・処理・伝達機能
- ② 災害対策の審議・決定機能
- ③ 災害応急活動の指揮・指令機能

(2) 設置場所

市本庁舎災害対策室

第5節 情報通信機器及び施設の整備並びに運用

〔総務部消防防災課・総務課 企画情報部広報情報課〕

第1 趣 旨

災害情報の収集、提供及び伝達手段として機能する情報通信機器及び施設の整備並びに運用について定める。

なお、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用が必要である。

第2 内 容

1 フェニックス防災システム（県災害対応総合情報ネットワークシステム）の活用

市、消防本部、県本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、県警察本部・警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部（神戸海上保安部）、国（海上保安庁等）、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の活用により、市域のみならず、県・国との連携を強化し、迅速かつ的確な応急対応を図る。

県は、上記システムの機能について、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、この他にホームページ、Lアラート（災害情報共有システム）、ひょうご防災ネット等を通じて、広く県民等への情報提供を行っている。

市は、県と連携して、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるように努める。

なお、本システムを利用し、次のような情報の収集及び伝達が可能である。

名 称	主 な 機 能
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> 各地に設置する地震計（気象庁等設置分を含む）から地震情報を入力 気象庁のシステム（アデス）に接続し、気象・地震情報を入力 気象情報配信事業者から気象情報を入力 兵庫県河川情報システムから水位・雨量等の河川情報を入力 神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、高砂市、芦屋市、宍粟市から高所監視カメラのライブ映像を入力 南あわじ市阿万海岸設置の津波監視カメラからライブ映像を入力 県警察本部からヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）の映像を入力 消防防災ヘリから地上系多重回線によりヘリテレの映像を入力 遠隔共有システム（Hec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を入力 各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出のうえ入手
被害予測システム	<ul style="list-style-type: none"> 地震観測情報に基づき、被害予測を実施 訓練モードにより防災訓練及び操作訓練（研修）を実施
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> 市町ごとの死者数及び住家被害状況等を地図上に総括表示 ポップアップシステム 活動状況をデータベースとして記録及び管理 物資情報を管理
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び危険箇所等の防災基礎情報を事前登録 被害及び活動状況を報告・共有
地理情報	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び危険箇所等の基礎情報を事前登録

名 称	主 な 機 能
シ ス テ ム	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム及び被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細及び画像等）を検索・表示
ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、衛星回線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・県の本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置
バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。
広報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等による情報提供 ・Lアラートと連携し、マスコミ等に情報を伝達
災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> ・需給の推計及び分析機能、災害対応タイムライン機能により、初動対応や意思決定等を支援

※避難指示等の発令、避難所開設の状況については、Lアラート機能と連携し、報道機関に情報提供を行っている。

2 テレビ会議システムによるホットラインの活用

災害時に市、県、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、テレビ会議システムを県災害対策センター、市、県民局等に配備している。

市は、テレビ会議システムの活用習熟に努める。

3 災害時非常通信体制の充実強化

市及びその他の防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。

また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に風水害等のおそれがなく耐震性のある堅固な場所への設置を図り、非常通信訓練の実施に努め、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

4 情報伝達手段の整備促進

市は、災害時における住民への情報伝達手段の整備の推進を図る。

特に、障害者世帯や土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域等にある世帯については、戸別受信機等を設置するなど、より確実な情報伝達手段の確保に努める。

5 ひょうご防災ネットの普及促進

市は、避難に関する情報などの緊急情報や気象情報等を配信する「ひょうご防災ネット」を提供するとともに、スマートフォン用アプリの開発及び機能の充実を図り、「ひょうご防災ネット」の普及促進を図る。

6 新規情報通信設備の構築検討

市は、災害情報の伝達及び市民への広報等に利用する主要な手段として、主に有線（CATV網）を活用している。

有線による通信は、市内全域に安定した通信機能を提供しているが、災害発生時において揺れ、浸水等による断線が懸念され、補完的な通信網の整備が必要である。

このため、市は今後、既存の情報通信基盤との役割を整理し、現在及び近い将来において普及が見込まれる他の代替可能な新規情報通信基盤と長所短所を比較した上で、市民の需要を踏まえ

つつ、有線の補完的役割を果たす通信網の整備について検討する。

7 その他情報通信連絡網の整備

市は、災害情報の提供及び伝達手段として、CATV（特別番組、文字放送、屋外スピーカー及びCATV告知端末機による一斉告知）、市のホームページ及びひょうご防災ネット、エリアメール（NTTドコモ）、緊急速報メール（KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）、孤立集落地区においてはIP無線等を活用するとともに、報道機関等の協力を得るなど、災害時における多様な情報通信連絡網の整備充実に努める。

8 J-ALERT（全国瞬時警報システム）の運用

市は、住民が直ちに命を守る行動を求められる緊急地震速報、大津波警報、津波警報、大雨特別警報や、対処に時間的余裕のない事態に対処するための弾道ミサイル発射情報等の国民保護情報に関する緊急情報を、国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から兵庫衛星通信ネットワークを用いて受信し、CATV告知放送システム、防災サイレンの自動起動により、住民に緊急情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」を運用する。

9 平常時の取組

市は、災害発生時の輻輳を考慮し、大規模災害時等には、災害用伝言サービスや比較的つながりやすいメール等の活用を、自主防災組織の防災学習会、訓練等を通じ、住民に周知することに努める。

また、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

第6節 防災拠点の整備

〔総務部消防防災課〕

第1 趣 旨

災害時において防災拠点となりうる公共施設及び公共空地等を地域防災拠点及びコミュニティ防災拠点として機能確保できるよう整備することについて定める。

第2 内 容

1 兵庫県広域防災拠点

大規模災害時は、次の広域防災拠点と連携し、救援・災害復旧活動を行う。

地 域	所在地	拠点の タイプ	広域防災拠点名	要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能	備蓄 機能
北播磨	三木市	全 県	三木総合防災公園	◎	◎	◎
淡 路	南あわじ市	ブロック	淡路広域防災拠点 (淡路ふれあい公園)	○	○	○
	淡路市	その他	県立淡路島公園 国営明石海峡公園(淡路地区)	○	○	×

※ ◎：県内最大規模、○：有、×：無

2 地域防災拠点の整備

市は、平時は憩いの場等として市民が利用できる一方で、災害時には避難場所として利用でき、周辺地域の救援及び救護活動並びに復旧活動の中核となる地域防災拠点の整備に努める。

(1) 役 割

地域防災拠点は、他地域や広域防災拠点から派遣される要員や緊急物資などの受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点としての機能の確保に努める。

(2) 機 能

地域防災拠点は、次の機能及び設備を整備するよう努める。

- ① 広域防災拠点等から輸送される物資及び資機材の集積、作業並びに配送用スペース
- ② 周辺地域における救援活動に要する人員及び車両の駐屯用スペース
- ③ 物資及び資機材の備蓄施設
- ④ 本部、医療機関、消防本部及び他の地域防災拠点と相互に連絡可能な情報通信設備
- ⑤ 緊急時用エネルギー供給設備（非常用発電施設等）
- ⑥ 耐震性貯水槽及び災害時用井戸等
- ⑦ 災害時用トイレ
- ⑧ 防災ヘリコプター離着陸用スペース
- ⑨ 広域避難用スペース
- ⑩ 救急医療、要配慮者のケア機能との連携 等

(3) 規 模

地域防災拠点は、おおむね2haの規模を有するよう努める。

(4) 配置の考え方

- ① 市内に地域防災拠点として2箇所配置する（洲本地域1 五色地域1）。
- ② 物資及び人員の集積能力、広域防災拠点等との連絡機能、幹線道路等との接続、並びに被害想定結果等を考慮する。

【洲本市地域防災拠点】

地域	名称	位置	備考
洲本	防災公園	塩屋1丁目439-1	公園整備を図り、防災機能を充実させる
五色	定住・交流促進センター（鮎愛館）	五色町鮎原南谷65	施設機能の充実を図る

3 コミュニティ防災拠点の整備

市は、町内会等の地域コミュニティによる身近な生活圏において、災害発生時にあつては避難と救援の接点となるコミュニティ防災拠点の整備に努める。

(1) 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における地域コミュニティの中心として、周辺市民の避難所、避難場所かつ防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を果たす。

(2) 機能

コミュニティ防災拠点には、次の機能及び設備を整備するよう努める。

- ① 災害時における避難及び応急的な生活が可能な機能
 - ア 避難・滞留空間
 - イ 備蓄施設
- ② 地域防災拠点から搬送される物資及び資機材の集積並びに配送用スペース
- ③ 情報通信設備
 - ア 圏域内の住民への情報連絡装置（屋外拡声器及び携帯拡声器等）
 - イ 本部や他の拠点等との連絡が可能な通信設備
- ④ 地域コミュニティ内の防災活動に必要な設備
 - ア 備蓄施設（小型発電機及びポンプ等）
 - イ 耐震性貯水槽（雨水及び河川水等の利用も検討）
- ⑤ 電力及び飲料水等の自給自足機能
 - ア 非常用発電設備
 - イ 飲料水兼用型耐震性貯水槽、災害時用井戸

(3) 規模

コミュニティ防災拠点は、対象人口1人当たり約2㎡の有効面積を確保できるよう努める。

(4) 配置の考え方

- ① 被害想定結果等を考慮しつつ、各地域コミュニティに1箇所ずつ配置するなど、市内に複数のコミュニティ防災拠点を配置する。
- ② 地域とのつながり及び施設位置についての周知度が高いことから、原則として小中学校をコミュニティ防災拠点として位置づける。
ただし、小中学校から遠距離にある地域については、地域コミュニティ内の中心となりうる施設に併設して整備を図る。

(5) 施設の構成

- ① 避難場所としての広場
公園等を中心とした広場を配置し、備蓄倉庫のほか、地下空間を利用した備蓄施設及び貯水槽等の整備を図る。

② 広場と一体的に整備する施設

周辺市民が日常生活において身近に感じ、利用できる開放的な施設であることを前提とする。

また、緊急時用の情報通信設備、物資及び資機材の収容スペース、並びに応急医療設備等を備えている必要があるため、医療施設、福祉施設、学校、公民館、並びに一般利用スペースを有する公共住宅及び商業施設等が対象施設として想定され、これらの中から、コミュニティ防災拠点の立地特性に応じ、広場と一体化しうる施設を選択し、整備を図る。

第7節 火災予防対策の推進

〔総務部消防防災課 消防団 消防本部〕

第1 出火防止・初期消火体制の整備

1 趣旨

災害発生時等の出火防止及び初期消火体制の整備について定める。

2 実施計画

(1) 消防団の育成及び強化

消防団は、消防本部とともに、地域における消防防災の中核として、消防、救出及び救助、並びに避難誘導等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

市は、施設・設備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層の団員の入団促進に努めるとともに、機能別団員・分団の制度導入を行うなど、消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

また、消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練や研修の実施に努める。

① 消防団員への教育及び訓練の実施

整備された装備及び資機材を十分に活用し、より高度な消防活動を行うことができるよう、消防団員に対し、各種教育及び訓練を計画的に実施する。

② 消防団への理解促進と活動参加の推進

消防団員の知識及び技能等は、地域にとっても有用であることから、これらを地域に広め、市民の消防団活動に対する理解を促進するとともに、地域や事業所に対する協力要請等を通じ、消防団活動への参加を推進する。

③ 消防団の構成（令和5年4月1日現在）

名称	団員数	団員定数	名称	団員数	団員定数
内町分団	27	35	納鮎屋分団	39	43
外町分団	21	28	由良・上灘分団	59	89
物部分団	26	30	都志分団	70	81
潮分団	19	28	鮎原分団	86	91
千草分団	41	50	広石分団	51	50
加茂分団	81	85	鳥飼分団	81	93
大野分団	95	97	塚分団	41	42
中川原分団	75	70	団本部	22	35
安乎分団	49	53	合計	883	1,000

(2) 火災予防対策

① 一般予防対策

ア 市及び消防本部は、予防消防及び立入検査等を強化するとともに、広報活動による防火思想の普及徹底及び消防の根本である防火意識の高揚を図る。

イ 市及び消防本部は、自主防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、及び災害時の被害の軽減を図る。

その他、建築物、人命危険対象物の火災予防及び特殊危険物の予防等について、市は消防本部と連携、協力する。

また、防火管理者の育成と活用についても消防本部と連携、協力する。

② 建築物の火災予防

ア 市及び消防本部は、予防消防及び立入検査等を強化するとともに、広報活動による防火思想の普及徹底及び消防の根本である防火意識の高揚を図る。

イ 市及び消防本部は、火災発生時の類焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を行う。

また、防火地域及び準防火地域を指定し、耐火構造等建築物の延焼防止を図るとともに、石油類等の貯蔵施設・工場等、特に危険性の高い施設についても用途地域指定により住宅等との混在を制限する等区域内の火災予防を図る。

ウ 市及び消防本部は、建築物の新築等に当たっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

(3) 特定防火対象物火災予防

① 防火及び防災セイフティマークの表示指導

市及び消防本部は、法令で義務化された一定規模以上の旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物定期点検報告制度及び防災管理定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、点検基準に適合していることを示す防火及び防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。

② 消防法令違反に対する是正指導の推進

市及び消防本部は、不特定多数の人が出入りする旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等の建物で、消防用設備等の未設置等の防火安全上の消防法令違反に対し、是正指導を行うなど、危険な対象物の一掃を図る。

(4) 防火管理者等の育成と活用

市及び消防本部は、学校、病院、工場等政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の策定、避難訓練の実施を徹底させる。

また、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者を養成、指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

(5) 特殊危険物の予防対策

市及び消防本部は、放射性物質等の特殊危険物について、あらかじめその取扱所等における具体的な予防対策を講じさせる。

第2 消防施設・設備の整備

1 趣 旨

市における消防力の整備・強化を促進するための対策について定める。

2 実施計画

(1) 消防計画の策定

消防本部は、災害時の火災に対する総合的な消防計画を策定する。

(2) 消防施設・設備の整備計画

市は、消防施設及び設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、計画的な整備を進める。

① 消防力の基準及び消防水利の基準の達成を目標に、整備を図る。

② 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ること

なく、防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、河川、水路、ため池及び海水などの自然水利の活用、並びにプール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化及び適正配置に努める。

- ③ 従来の消防団車庫又は詰所等の老朽化に伴い、地域における防災拠点として活用するため、消防団拠点施設の計画的な更新を図る。
- ④ 消防団により定期的に行われる設備及び資機材等の点検結果を踏まえ、常に消防能力の適正な維持管理を図る。

第3 林野火災予防対策

(1) 広域的、総合的消防防災体制の確立

- ① 市、消防本部及びその他防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減し、森林資源の確保及び地域の保全を図る。
- ② 市は、林野火災に対処するため、消防団員を確保するとともに、林野火災多発期における常備体制、林野火災警報時における警戒体制、林野火災を考慮した消防隊の編成、及びその他林野火災に対処する組織を確立する。

(2) 自衛消防組織の育成

市は、地域の実情に応じ、林野所有者等による自衛消防隊等、その他の防火組織の育成強化に努める。

(3) 出火防止対策

市及び消防本部は、林野火災の出火原因の大部分が失火であることから、出火防止に関する普及に努めるとともに、火災多発期における巡視及び監視の徹底を図る。

(4) 消防戦術及び装備の近代化

市及び消防本部は、火災の発生に際し被害の軽減を図るため、防火線等の構築など、林野火災の特性に対処できる消防用資機材の整備を推進する。

第4 大規模火災対策の実施

1 趣 旨

大規模火災発生危険性の高い地域における対策について定める。

2 内 容

(1) 延焼火災の危険性の予測

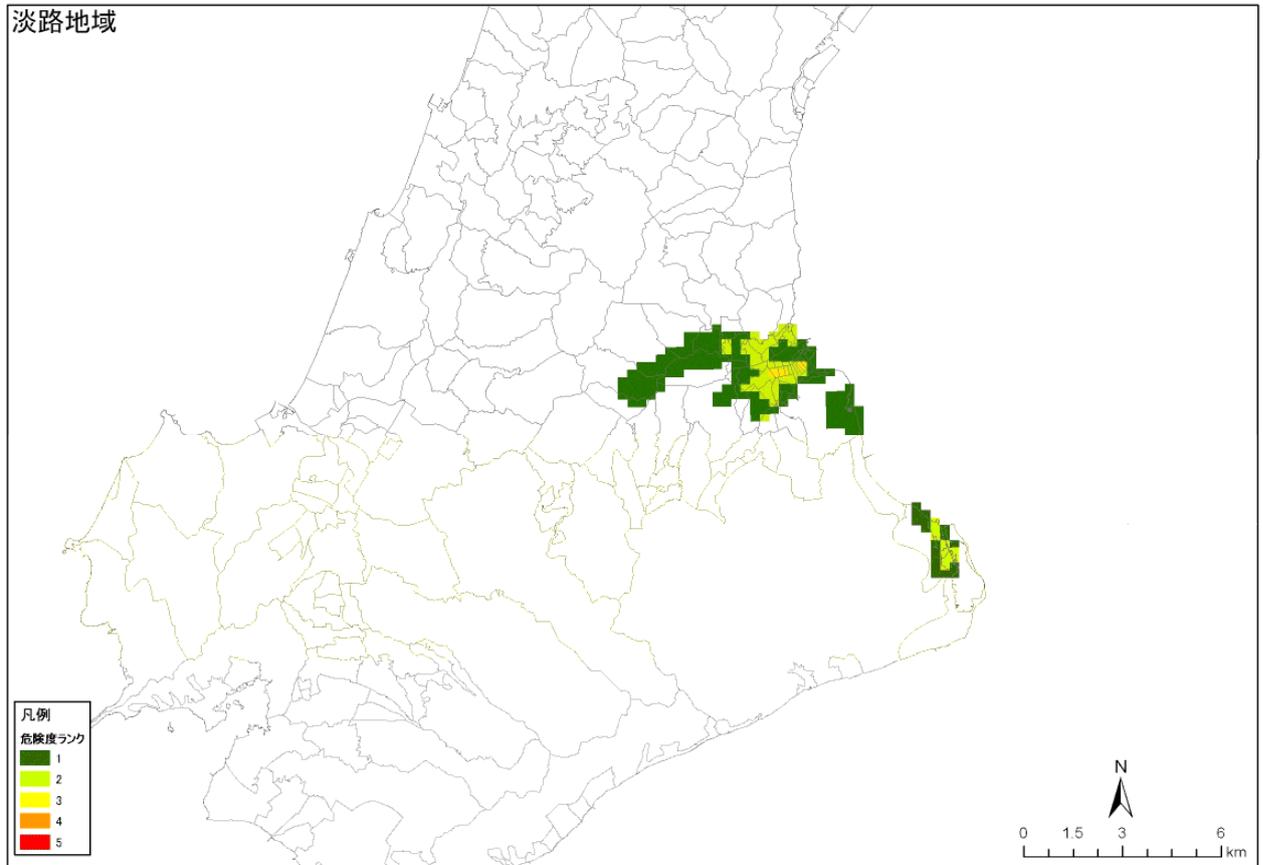
火災が発生した場合、その火災が延焼拡大する危険性を火災危険度評価マップとして 250m×250mメッシュ毎に予測した結果は別図1のとおりである。

【火災危険度評価基準】

ランク分け	不燃領域率	木防建 ぺい率	備 考
1	70%以上	—	放任火災が延焼しない
2	70%未満	20%未満	焼失率0%
3		20%以上 30%未満	木造で延焼による焼失が発生
4		30%以上 40%未満	防火造で延焼による焼失が発生
最も危険5		40%以上	木造・防火造で焼失率100%

出典：改訂都市防災実務ハンドブック

その他対策については、「本編 第4章 第2節 都市の防災構造の強化」によるものとする。
(別図1)「メッシュ別火災危険度ランク (淡路)」



第8節 防災資機材の整備

〔総務部消防防災課 都市整備部各課 消防本部〕

第1 趣 旨

災害時に必要な防災資機材の整備について定める。

第2 内 容

市等防災関係機関は、防災資機材等の整備充実を図る。

1 被災者用資機材

市は、住民用資機材の計画的な備蓄に努める。

県は、阪神・淡路大震災における実績等を勘案し、備蓄する品目及び目標量を算定し、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）に備蓄する。

（県が備蓄する住民用資機材）

仮設トイレ、仮設風呂、ブルーシート

2 救助資機材

（1）市民が使用する資機材

市は、市民が災害時等に使用する資機材を、自主防災組織単位で検討する。

（2）救助要員用資機材

市は、阪神・淡路大震災における実績等を勘案し、備蓄する品目を定めるとともに、備蓄数量を検討する。

3 水防資機材

水防管理者は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計等を整備する。

内容については、「洲本市水防計画」に定めるところにより整備する。

第9節 災害医療システムの整備

〔健康福祉部健康増進課・サービス事業所 消防本部〕

第1 趣 旨

多数の負傷者等に対する救急医療、並びに避難所及び応急仮設住宅等における医療対策を想定した災害救急医療システムの整備について定める。

第2 内 容

医療機関は、以下に示す対応のほか、災害時の医療機関の機能を維持し、災害救急医療情報システム（EMIS）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、市と連携して、非常用通信手段の確保に努める。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的に医療活動を展開できる体制の確立に努める。

（DMATから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが参加する訓練等を通じて、活動体制を改善する等。）

1 災害拠点病院

病院名	住所	DMAT	救命	2次医療圏	電話番号
兵庫県立 淡路医療センター	洲本市塩屋 1-1-137	○	○	淡路	(昼)0799-22-1200 (夜)0799-23-2700

2 災害医療情報ネットワークの整備

災害発生直後においては、災害規模等により、地域の医療機関自体が被災することも想定される。

このため、診療の可否等必要最小限の事項について、緊急かつ一元的に把握するとともに、それらに関係機関に伝達できる機能を地域で有することが必要となる。

また、交通網の状況等に基づいた搬送体制、及び必要な医療マンパワーを確保できる体制を早期に確立する必要がある。

したがって、市は、平時より市内医療機関等の業務継続基盤（耐震性、電源、水、地域における役割等）の把握に努めるとともに、県災害医療センター及び地域保健医療情報センター（洲本健康福祉事務所）等による災害救急医療情報システム（EMIS）の有効活用方策について、平時より災害拠点病院（兵庫県立淡路医療センター）等の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、健康福祉事務所及び消防本部等の関係機関と協議し、体制を整備する。

3 初動医療体制の確立

市は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、県の協力のもと、地区医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ医療救護隊を編成する。

市は、地元医師会を中心とした医療チームの常駐する救護所として、応急診療所、五色診療所を充て、対応する。

なお、被害の程度により、小中学校等において現地救護所を設置し、応急措置を実施できるよう、体制の整備に努める。

また、多数の負傷者が発生した場合における搬送基準を明確化するため、災害拠点病院（兵庫県立淡路医療センター）等の医療機関、医師会、健康福祉事務所及び消防本部等関係機関と協議し、周知を図る。

4 医療品等の確保体制

市は、災害発生後3日程度の間に必要な医薬品等（輸液、包帯、消炎鎮痛剤及び殺菌消毒剤等）の円滑な確保を図るため、医療機関及び関連業者との連携のもと、調達体制を整備するとともに、薬剤師会及び関連業者による流通備蓄の利用についての協定締結を推進する。

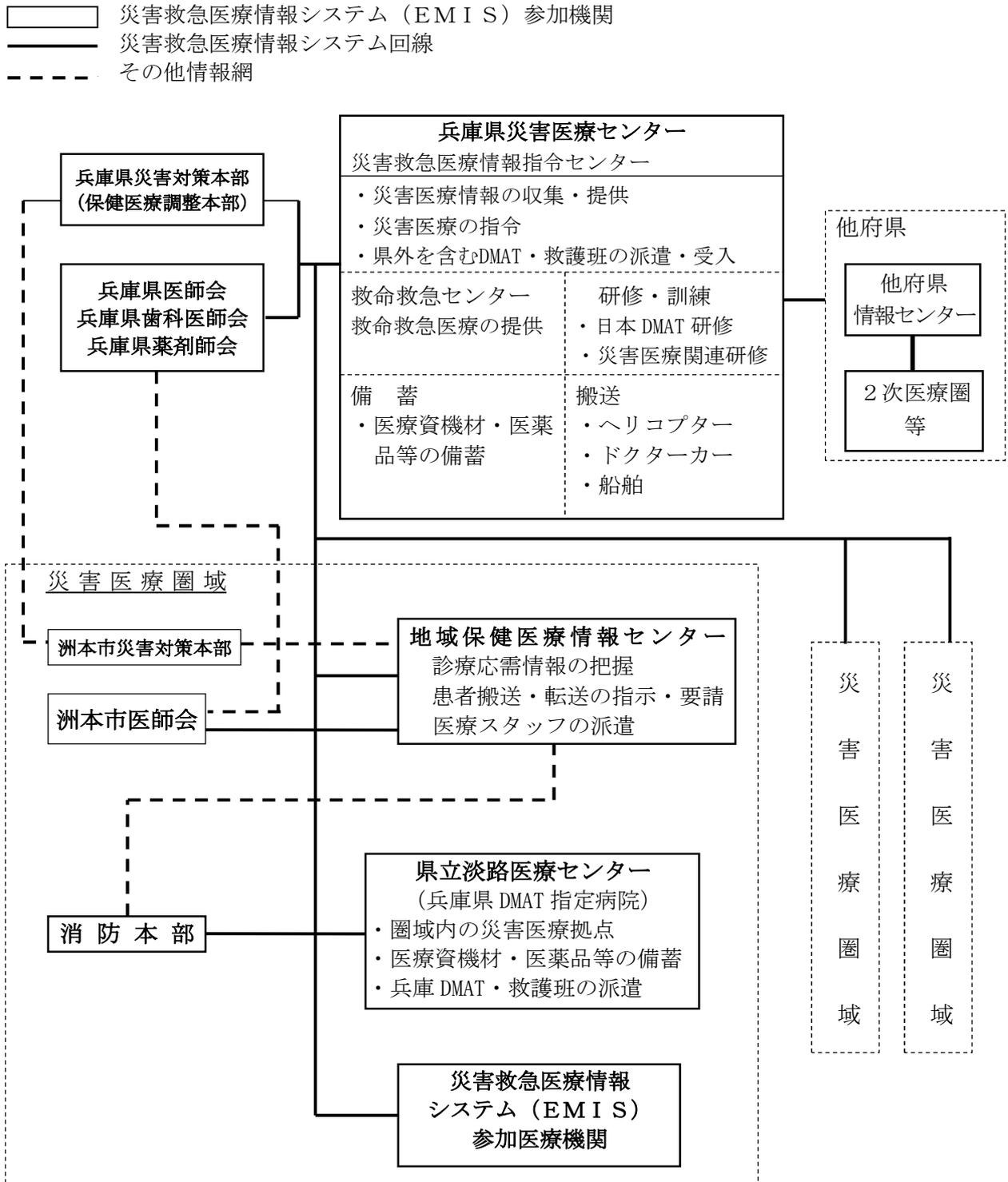
5 市民に対する救急知識の普及啓発

市及び消防本部は、災害時における多数の負傷者に対する救護手段を確保するため、消防団、町内会、自主防災組織及び自発的に救急活動に携わろうとする市民等に対し、救命講習の受講を促進できるよう、普及啓発に努める。

6 救急救命士の養成

市及び消防本部は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

【災害救急医療システム概念図】



第10節 緊急輸送体制の整備

〔総務部消防防災課 都市整備部建設課〕

第1 趣 旨

災害時における応急活動に必要な物資、資機材及び要員等の緊急輸送体制の整備について定める。

第2 内 容

1 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

2 緊急輸送道路ネットワークの設定

災害発生後、救助、救急、医療及び消火活動を迅速に行い、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路が設定されている。

緊急輸送道路の指定については、各道路管理者と事前に協議し、情報共有に努める。

なお、国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、県及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定しており、機能強化及び重点支援を行うことになっている。

市内を通る重要物流道路は、神戸淡路鳴門自動車道が指定されている。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの形成

市は、道路状況や防災拠点等をもとに、緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備を図り、代替路の設定などと併せ、大規模災害発生時の輸送手段の確保に努める。

また、緊急輸送道路を構成する路線は、市外からの救援物資等の輸送や、被災者の搬送など諸活動を想定して選定し、道路や防災拠点の整備状況等の変化を踏まえ、適宜見直しを行う。

(2) 維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、平時から整備・点検に努め、万一被災した場合には、特に迅速な復旧に努める。

(3) 通行の確保

市は、救援物資等を、広域防災拠点等を経由して各市区町に定めた地域防災拠点等に輸送し、また、被災者を救助し災害拠点病院等に搬送するため、緊急輸送道路ネットワークに基づき、市内いずれの地点で災害が発生した場合でも、迅速な物資輸送や救援活動ができるよう、その通行確保に努める。

道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

3 海上輸送の確保

海上輸送については、幹線道路等が大きな被害を受けた場合、又は市内全域に及ぶような極めて甚大な被害が発生した場合には、被災者の遠隔地避難、応援人員の移動、及び緊急に必要な物資の大量移送等を担うことになる。

このため、市は、県と連携し、海上輸送の拠点となる港湾、特に比較的密集度の高い住宅地を

後背に要する洲本港、由良港及び都志港について、万一被災した場合には、復旧促進に協力するとともに、市内の防災拠点等への道路確保に努める。

4 ヘリコプターの臨時離着陸場の整備

県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、市は、庁舎、広域防災拠点、広域輸送拠点及び地域防災拠点等との連携、並びに災害時の運用体制（人員及び資機材の確保等）についてあらかじめ検討を行い、災害時における航空輸送を確保する。

5 広域輸送拠点の確保

淡路地域では、次の施設が指定されている。

地域名	広域輸送拠点	所在地
淡路地域	津名港志筑地区	淡路市
	旧洲本市民体育館（スポーツセンター）	洲本市

また、上記の輸送拠点が利用できない場合を想定し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、あらかじめ協定を締結するなど、協力体制を確立しておく。

第11節 避難所対策の充実

〔総務部消防防災課 財務部収納対策課 健康福祉部各課 教育委員会各課〕

第1 趣 旨

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理及び運営等を図るための体制整備について定める。
男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援における問題点を意識した避難所運営を図る。
避難に関する体制整備に当たっては、土砂災害や地震災害及び地震の発生に伴い発生した津波被害等、災害が重複して発生しうることを考慮するよう努める。

第2 内 容

1 避難所の定義

- (1) 避難所の目的
被災者に安全と安心の場を提供すること。
- (2) 避難所の機能
 - ① 安全の確保
 - ② 食料及び生活物資等の提供
 - ③ 生活場所の提供
 - ④ 健康の確保
 - ⑤ 衛生環境の提供
 - ⑥ 情報の提供、交換及び収集
 - ⑦ 地域コミュニティの維持及び形成 等
- (3) 対象とする避難者
災害によって現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれがある者。

2 避難所等の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び過去の教訓、想定される災害の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。

なお、避難所等は、災害の種類によって異なること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることについて、平常時から市民等への周知徹底に努める。

(1) 指定緊急避難場所

- ① 指定基準
 - ア 災害発生時に、迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件）
 - イ 異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件）
 - ウ 安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること（構造条件）
 - エ 洪水、津波等に対して、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件）

② 広域一次避難への配慮

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて、予め同意を得るよう努める。

また、市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう、運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

③ 留意事項

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、災害種別一般図記号を使用して、どの災害種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(2) 指定避難所

① 指定基準

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、市域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とする（規模条件）

イ 速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有する（構造条件）

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地している（立地条件）

エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にある（交通条件）

オ 要配慮者の滞在を想定し、バリアフリー化や相談・介助等の支援体制に十分配慮する

② 指定順位

ア 公立小、中学校

イ その他公立学校

ウ 公民館

エ その他の公共施設（社会教育施設、福祉センター、文化・スポーツ施設等）

オ その他の民間の施設（集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設等）

③ 広域避難及び広域一時滞在への配慮

ア 市は、指定避難所を指定する際に、併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得るよう努める。

イ 市は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町との相互応援協定や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

ウ 市が、県有施設（指定管理施設を含む）を広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所として指定したい場合は、県に協力を求めることができる。

エ 市は、災害により被害を受けた避難所については、使用の可否を判断する必要があるため、速やかに被災建築物における応急危険度判定を実施する。

オ 市は、県、その他防災関係機関等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、淡路（三原川等）地域総合治水推進協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

④ その他の避難施設

災害の状況により指定緊急避難場所や指定避難所への避難が困難な場合や緊急時に備え、地域集会所の活用や民間施設等を避難所として開設できるよう検討する。

また、避難所を円滑に開設するため、平常時より施設管理者等との協定締結や開設手順の確認等を実施するよう努める。

⑤ 留意事項

ア 市は、避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知徹底を図る。

- イ 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意する。
そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市（消防防災課）は十分協議し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努める。
- ウ 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努める。
- エ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。
特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- オ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- カ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- キ 県は、市が民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するための必要な支援を行う。
- ク 災害時に一般避難者が福祉避難所に殺到し、福祉避難所としての開設が困難になることがないように、福祉避難所の役割について市民に周知する。
- ケ 指定された避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の整備、非常用電源の確保等、避難所として活用するために必要な設備・機器の整備に努める。
- コ 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（健康増進課）が連携する。
また、市は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

3 避難所の管理運営体制の整備

- (1) 市は、避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにしておく。
- (2) 避難所開設期間が7日を超えることも想定し、避難所の管理運営体制を整備しておく。
- (3) 防災訓練等を通じて、市民等に対し、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。なお、普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮したものとす。
- (4) 避難所を所有し又は管理する者との間で、事前に避難所運営に関する役割分担等を定めておく。

4 施設及び設備の整備

- (1) 避難所となる施設は、耐震・耐火構造かつバリアフリー化することをめざし、通信手段、非常用電源の確保等とともに計画的な整備を推進する。
また、公共施設以外の避難所については、耐震診断及び耐震改修の実施促進に努める。
- (2) 避難所において避難者が生活するに当たり、災害時にも最低限の機能を維持することができるように、避難者の管理及び避難所の効率的な運営が確保できるよう、次の設備等について計画的な整備の推進を図る。
 - ① 避難者用スペース（プライバシー確保のための間仕切り等を含む）
 - ② 照明、給水、調理及びトイレ
 - ③ 飲料水、食料及び生活必需品等の物資
 - ④ 医療救護用品

- ⑤ 避難所が被災した場合に備えての応急対策用資機材
 - ⑥ 情報通信機器
 - ⑦ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等
- (3) 避難所の施設・設備の整備に当たっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等を考慮し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (4) 市は、過去の災害での事例等を参考に、必要なトイレを確保する。
仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。
トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。
- (5) 市は、平常時から、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方策を検討し、準備しておく。
- (6) 良好な生活環境を確保するための設備（テレビ、ラジオ、空気清浄機、照明器具等）や備蓄物資の確保とともに、備蓄物資は定期的に点検し、必要に応じて更新する。
- (7) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障害者等が落ち着ける環境を工夫すること、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障害者等の通路を確保することなど、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

5 避難所運営組織の育成

- (1) 市は、町内会及び自主防災組織等の協力を得て、避難所運営組織の編成を図るなど、避難者がお互いに助け合える体制の整備に努め、災害時における円滑な避難所運営体制の確立を図る。
- (2) 消防団、町内会又は自主防災組織等は、市民及び要配慮者に関する情報について、原則として本人の自己申告に基づき、把握しておく。
また、要配慮者の避難生活を支援する体制を整備する。
- (3) 市は、災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておく。
- (4) 市は、避難所管理者、地域の防災組織等連携した避難所開設・運営訓練を実施しておく。

6 避難所の周知

市は、市民又は観光客等が迅速かつ的確な避難行動がとれるよう、避難所の位置及び適切な避難行動について、次の方法により広報を行い、普及啓発を図る。

- (1) 広報誌及びハザードマップその他の印刷物の配布
- (2) 道路、公園及び公共施設等における各種標識、誘導表示並びに案内板の設置
- (3) C A T V等による防災特集番組の放送
- (4) 防災訓練の実施

7 避難所管理運営マニュアル

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県が作成した「避難所管理運営指針（平成25年版）」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者、その他の関係機関等とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

（避難所管理運営指針（平成25年版）の主な内容）

- ① 基本方針
 - ・避難所の目的、機能、対象者等
- ② 一般避難所
 - ・避難所指定方針
 - ・管理運営体制の整備
 - ・避難所の施設・設備、備蓄、通信手段

- ・避難所不足への対応
 - ・管理責任者の配置と役割
 - ・避難者・避難所の情報管理、要配慮者の保護
 - ・食料・生活物資等の提供
 - ・女性への配慮
 - ・健康、衛生環境、広報、相談対応 等
- ③ 福祉避難所
- ・福祉避難所の目的、機能、対象者
 - ・福祉避難所の指定
 - ・必要な施設整備、物資・器材、人材
 - ・社会福祉設備、医療機関等との連携
 - ・運営体制の確保 等

8 避難指示発令判断基準等策定のためのガイドライン作成

- (1) 市は、県が作成する避難指示発令判断基準等策定のためのガイドラインに則り、適時適切な避難情報の発令や住民への伝達に資するためのマニュアルを作成する。
- (2) 市は、避難指示等の対象地域、判断時期等について県へ助言を求めることができる。
- (3) 市は、避難指示等を行う際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

9 市民の避難意識の向上

市は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング(逃げ時)」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図る。

10 応急仮設住宅対策

市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図る。

また、発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努める。

11 新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した適切な避難対策

市は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成促進や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。

また、市は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症等感染症への対応を適宜反映する。

(新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン(令和2年6月策定、令和5年5月改訂)の主な内容)

- ① フェーズ0事前準備

- ・感染対策を考慮した収容人員の確認
 - ・十分な避難所数の確保
 - ・体調不良者（発熱・咳などの症状者）等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保
 - ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備
 - ・適切な避難所運営を行うための体制の構築
 - ・住民への事前周知
- ② フェーズ1 避難
- ・適切な避難先の提示
 - ・避難情報発令時の留意事項
- ③ フェーズ2 避難所開設・受入れ・運営
- ・避難所の開設
 - ・避難所の受入れ
 - ・避難所運営
- ④ フェーズ3 避難所解消 等

第12節 帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）対策の推進

〔総務部消防防災課 健康福祉部各課 産業振興部商工観光課〕

第1 趣 旨

大規模災害等により、交通機能が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）対策について定める。

第2 内 容

1 帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）への支援

関西広域連合は、災害時における徒歩帰宅者を支援するため、関西2府6県4政令市（兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、神戸市、大阪市、京都市、堺市）を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結している。

さらに、本市では同支援を行うため、兵庫県石油商業組合淡路支部と「災害時の支援活動等における相互協力に関する協定」を締結している。

※協定に基づく支援内容

協定事業者の店舗（災害時帰宅支援ステーション）における水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等、帰宅支援サービスの提供。

① 市は、帰宅途中で救援が必要になった者に対して、避難場所への収容や一時滞在施設の提供等、適切な対応を図る。

また、滞在場所等の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所等の運営に努める。

② 市及び関係事業者は、要配慮者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて通勤・通学及び帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。

③ 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供する。

④ 関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行う。

⑤ 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制の整備等に努める。

⑥ 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努め、路上での滞留人口の減少に努める。

⑦ 県は、一時滞在施設の確保など通勤・通学・帰宅困難者対策に係る市の取組について支援する。

2 普及啓発

① 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の間での災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板サービスの活用などについて広報・啓発を行うとともに、通勤・通学・帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努める。

② 協定事業者は、統一ロゴマーク及びモデルデザインに基づき関西広域連合が作成した「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を、支援可能な店舗に掲示する。

第13節 備蓄体制等の整備

〔総務部消防防災課 淡路広域水道企業団〕

第1 趣 旨

災害発生直後に必要となる食料及び物資等の備蓄並びに調達体制の整備について定める。

第2 内 容

1 基本方針

- (1) 災害発生から3日間程度は、平時のルートによる供給及び外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。
- (2) 市は、各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水及び生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や町内会等を通じて普及啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する。
- (3) 市は、被災者の2日分（うち1日は現物備蓄）を備蓄するように努める。
- (4) 市及び防災関係機関は、災害対策従事者の必要分として、常時3日分の備蓄に努める。
- (5) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- (6) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 食料の備蓄及び調達体制の整備

- (1) 食料の支給対象者
 - ① 避難所等に収容されている被災者
 - ② 住家が被害を受け、炊事ができない者
 - ③ 病院及び宿泊施設等の滞在者、並びに縁故先への一時避難者
 - ④ 救助、救護、二次災害防止及び災害復旧等の従事者

(2) 目標数量

	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市	県
地域コミュニティ又は小中学校区レベル	1人3日分※ (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
市域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合計	3日分	2日分	1日分

※可能な限り1週間分程度の備えをめざす。

(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

(3) 品 目

主に備蓄・調達すべき品目としては、次のとおりである。

なお、実施に当たり、要配慮者等、特に高齢者、妊産婦、や乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮する。

- ① 炊き出し用米穀、弁当、乾パン、おにぎり、パン、育児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）等の主食
- ② 即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、緑茶等の副食・飲料水
- ③ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

(4) 方 法

市は、市域レベルで被災者2日分（うち、1日分は現物備蓄）の食料を備蓄する。

なお、備蓄については、災害発生後すぐに対応が必要になることから、分散する形で直接備蓄をするよう努める。

このため、物資の集積能力、庁舎、広域防災拠点、広域輸送拠点及び地域防災拠点との連絡機能、幹線道路等との接続、並びに被害想定結果等を考慮し、複数の防災備蓄倉庫についても併せて計画的な整備に努め、直接備蓄を補完するため、大型量販店、小売業者、流通業者等及び要配慮者等に特化した食材等を扱う専門業者との間に、流通在庫備蓄についての供給協定の締結を推進する。

3 生活必需物資の備蓄及び調達体制の整備

(1) 生活必需物資の支給対象者

- ① 住家に被害を受けた者
- ② 被服、寝具その他生活上最低限必要となる家財を喪失した者
- ③ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 目標数量

「2 食料の備蓄及び調達体制の整備」の目標に準ずる。

なお、幼児、女性及び高齢者等を対象とした物資は、対象者や用途を考慮し数量を把握する。

(3) 品 目

あらかじめ調達先及び在庫量の確認を行う品目は、次のとおりである。

このうち、過去の災害等を勘案し、特に災害発生から3日以内に確実に必要になると考えられる品目について、重点的に取り組むとともに、要配慮者のきめ細かなニーズにも配慮する。

区 分	特に重要な品目例
寝 具	毛布 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事道具・食器	哺乳瓶 ほか
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ類、土のう袋、仮設トイレ、電動簡易トイレ、携帯トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー ほか
光熱材料等	小型エンジン発電機、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ、ボンベ ほか

※他の生活必需物資及び復旧用物資等は、あらかじめ調達先を確認するよう努める。

(4) 方 法

市は、地域コミュニティ、又は小中学校区及び市域レベルで直接備蓄又は流通在庫備蓄を行う。

4 応急給水体制の整備

(1) 対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

(2) 目標数量

市及び水道企業団は、災害発生直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3ℓを給水することを目安に、給水体制を整備する。

給水目標 水準 (目安)	災害発生から3日間	1人1日 3ℓ
	4日～10日目	1人1日 3～20ℓ
	11日～20日目	1人1日 20～100ℓ
	21日目以降	1人1日 100ℓ～被災前の水準

(3) 供給体制

- ① 市及び水道企業団は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、及び給水車等による運搬給水について、必要な体制を整備する。
- ② 市及び水道企業団は、応急給水実施に当たり必要となる、タンク車、タンク類及び飲料水袋等について、円滑に確保できる体制を整備する。
- ③ 市は、給水に関する情報ネットワークの整備等、データの共有化に努める。

5 衛生物資

(1) 備蓄、調達

市は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。

また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

① 品目

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオルなど
健康管理用資材等	非接触型体温計*など
運営スタッフ防護用物資等	マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード*など
避難所運営用資材等	仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*含む）、受付用パーティション*、換気設備、除菌・滅菌装置*、清掃用具一式、トイレ関連備品一式など

*：県でも備蓄する衛生物資

② 方法

市は、コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市域レベルで備蓄を行う。

6 備蓄場所等

市及び水道企業団は、洲本市地域防災拠点を主な備蓄場所とし、その他の備蓄場所については、学校等避難所に災害用備蓄が配備できるよう施設管理者等と協議することに努める。

第14節 家屋被害認定士制度、応急危険度判定制度の整備

〔総務部消防防災課 財務部税務課 都市整備部都市計画課〕

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定の担当部局が、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

なお、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、市民に周知する。

第1 家屋被害認定士制度の整備

1 趣 旨

家屋被害認定制度の整備について定める。

2 実施計画

(1) 目 的

災害対策基本法第90条の2で、市町長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。

市は、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成する。

さらに、県内における住家被害調査の調査方法及び判定方法の統一化と住家被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図る。

(2) 家屋被害認定士制度要綱の策定

市は、県の「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱（平成18年1月27日制定）に基づき、家屋被害認定士の養成、認証、登録、管理の協力をするとともに、担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

① 家屋被害認定士の役割

ア 災害時に市長より調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。

イ 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。

ウ 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

② 家屋被害認定士の対象者

ア 市職員

イ 県職員

ウ 建築及び不動産関係団体の会員

(3) 応援体制の構築

市は、住家被害の調査の担当者の育成、罹災証明書発行業務の要員名簿の作成、関係団体等との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第2 被災建築物応急危険度判定制度の整備

1 趣 旨

被災建築物応急危険度判定制度の整備について定める。

2 実施計画

(1) 目的

市は、県等の支援を受け、被災した建築物の倒壊及び部材の落下より生じる二次災害から市民の安全を確保するため、被災建築物における応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する。

(2) 被災建築物応急危険度判定の実施

市は、実施マニュアル等に従い、次のとおり応急危険度判定を実施する。

① 実施体制

市は、応急危険度判定を実施する場合は、実施本部業務マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に対し必要な支援を要請する。

また、兵庫県建築士事務所協会淡路支部等の団体と応援協力に関する協定を締結し、必要に応じて人的支援等を要請できる体制を整える。

② 対象

地震により被災した建築物を対象とする。

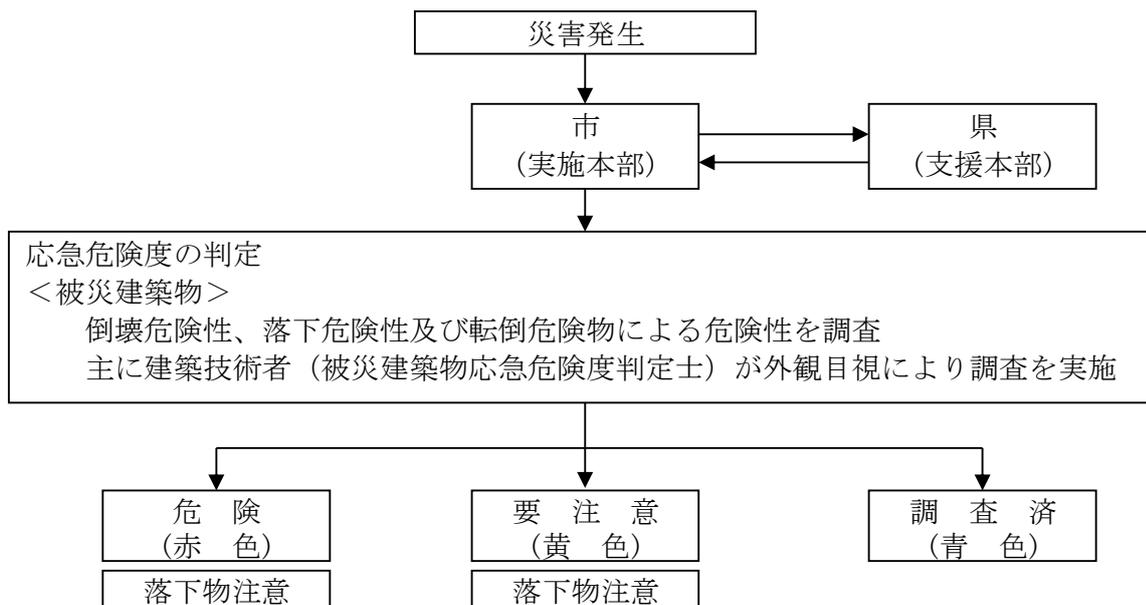
③ 実施方法

ア 実施本部、支援本部及び判定士は、実施マニュアルに基づき、危険度判定を実施するための体制をとり、危険度判定を実施する。

イ 被災規模が甚大な場合は、県に支援を要請する。

④ 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。



※調査隊の編成：原則1隊3名（調査1、事務1、応接1）

(3) 判定資機材の備蓄

市は、県と分担して、実施マニュアルに基づき、応急危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

- ① 判定調査票、② 判定ステッカー、落下物注意シール、③ ヘルメット用シール、④ 腕章、⑤ 住宅地図 等

第3 被災宅地危険度判定制度の整備

1 趣 旨

被災宅地危険度判定制度の整備について定める

2 実施計画

(1) 目 的

大規模地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度判定を実施する。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、実施マニュアル等に従い、次のとおり応急危険度判定を実施する。

① 実施体制

市は、危険度判定を実施する場合は、実施本部を設置し、県に対し必要な支援を要請する。

② 対 象

地震又は豪雨により被災した宅地を対象とする。

③ 実施方法

ア 実施本部、支援本部及び判定士は、実施マニュアルに基づき、危険度判定を実施するための体制をとり、危険度判定を実施する。

イ 被災規模が甚大な場合は、県に支援を要請する。

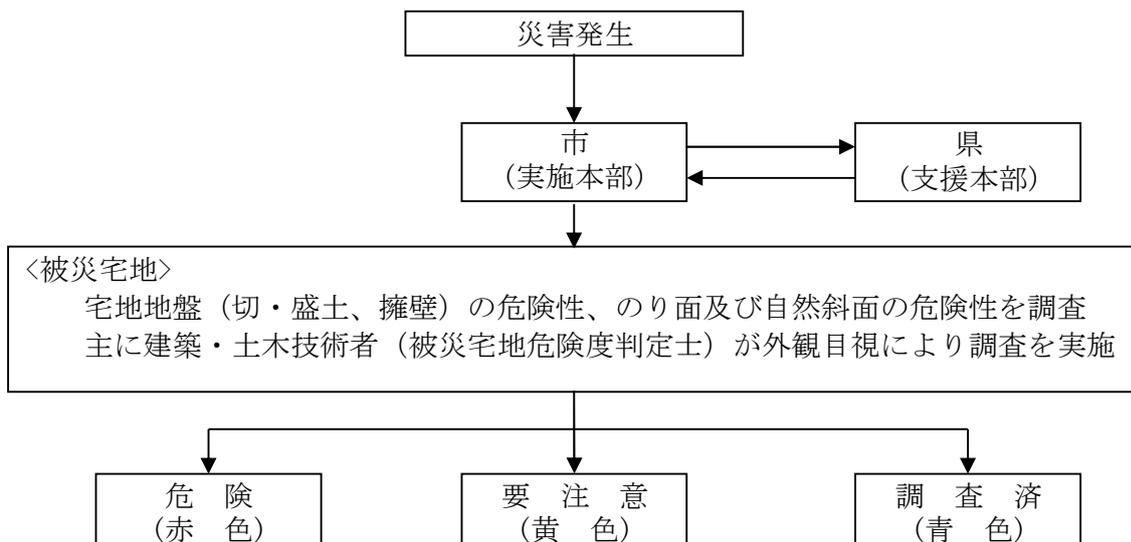
④ 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。

(3) 判定に要する資機材の準備

市は、県と連携し、応急危険度判定の実施に当たり必要となる資機材等を次のとおり準備する。

① 判定調査票、② 判定ステッカー、③ ヘルメット用シール、④ 腕章、⑤ 住宅地図 等



※調査隊の編成：原則1隊3名（調査1、事務1、応接1）

第15節 廃棄物対策の充実

〔市民生活部生活環境課〕

第1 趣 旨

廃棄物対策への備えについて定める。

第2 内 容

1 災害廃棄物処理計画に基づく運用

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、令和2年3月に改定した「洲本市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制の整備等、及び一般廃棄物（指定避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、対応策を講じる。

また、市は、廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画において、発災時の分別や排出方法を市民やボランティアに分かりやすく説明できるチラシ等を作成し、周知を図る。

災害廃棄物処理計画内容として必須の事項	目的、組織・体制、災害に備えた資機材の備蓄計画、仮置場の配置計画、仮置場の運営計画、排出ルール（分別）、ごみ発生量の推計、処理計画、応援の要請、仮設トイレの設置計画・管理計画、住民への広報
---------------------	--

2 応援体制の整備

(1) 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

市及び県は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結している。

この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備する。

協定内容	① 県が被災市町の要請を受けて調整 ② ①に基づき各市町間で相互応援を実施
------	--

(2) 費用負担

応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として、応援を受けた市町が負担する。

3 その他

廃棄物処理施設については、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第16節 要配慮者支援対策の充実

〔総務部消防防災課 健康福祉部各課〕

第1 趣 旨

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。

第2 内 容

1 地域安心拠点の整備

平時における市民相互の助け合い及び適切なケアサービスの供給が、災害時における要配慮者支援対策にもつながることから、市は、市民の自立と相互の助け合いを基調として、要配慮者の健康及び福祉の増進、並びに保健医療福祉サービスの連携及び供給を行う拠点を整備する。

2 要配慮者支援体制の整備

(1) 推進組織の整備

市は、庁内横断で要配慮者を支援する体制を整備する。

また、既存の福祉関係組織等を活用して、県、近隣市町、関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努める。

(2) 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から市の施策を実施するために収集している情報等を活用し、要配慮者に関する情報を把握するよう努める。

このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な要配慮者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿を整備し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

なお、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

さらに、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなど、地域における支援体制の整備に努める。

① 避難行動要支援者の範囲

- ア 満75歳以上の一人暮らしの高齢者
- イ 満75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- ウ 身体障害者手帳に、1級又は2級の身体障害として記載されている者（児）
- エ 療育手帳に、A判定の知的障害として記載されている者（児）
- オ 精神障害者保健福祉手帳に、1級の精神障害として記載されている者（児）
- カ 介護保険法による要介護認定が3以上である者
- キ 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

② 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

名簿作成に当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部署で把握している高齢者、障害者や要介護者の情報を集約する。

また、難病患者等、市で把握していない避難行動要支援者の情報の取得や名簿作成に必要な場合は、市は県等に対し情報の提供を求める。

③ 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は名簿について適宜更新を行い、名簿情報を最新の状態にしておく。

- ④ 避難行動要支援者名簿の内容等
- ア 避難行動要支援者の住所、氏名、性別、生年月日、連絡先
 - イ 家族構成（同居状況）
 - ウ 緊急時の家族等の連絡先
 - エ 居住建物の構造、居間・寝室の配置
 - オ 必要な支援内容（障害等の程度、認知症の有無）
 - カ 避難支援者の住所、氏名、要配慮者との関係、連絡先

⑤ 避難支援等に携わる関係者の範囲及び名簿の共有

- ア 町内会（自主防災組織含む）
- イ 消防団
- ウ 社会福祉協議会
- エ 民生委員児童委員
- オ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認めるもの

なお、避難支援等に携わる関係者において名簿の提供を受けようとするときは、予め市長と「避難行動要支援者名簿の取扱いに関する協定書」を取り交わし、次に掲げる事項を順守することとし、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図るものとする。

- 名簿の個人情報支援活動以外の目的で使用してはならない。
- 名簿を複写してはならないが、支援活動の遂行上、止むを得ず複写を行う必要があるときは、使用後速やかに回収し、市に返却しなければならない。
- 名簿から知り得た個人情報はみだりに他人に知らせてはならない。避難支援等に携わる関係者としての役割を終えた後も同様とする。
- 名簿は施錠できる場所に保管するなどし、紛失、盗難その他の事故を防止しなければならない。
- 第三者に名簿の管理をさせてはならない。
- 避難支援等に携わる関係者は、市から名簿の返却を求められた場合、又は支援活動を行わなくなったときは、直ちに名簿を市に返却しなければならない。
- 名簿の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じる恐れがあるときは、避難支援等に携わる関係者は速やかに市に報告し、市の指示に従う。

3 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画の整備方針

- ① 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、個別避難計画の実効性確保の観点等から、避難行動要支援者の支援にあたる福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者ごとの特性に応じた個別避難計画を検討協議し、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。
- ② 個別避難計画の作成に当たっては、避難支援関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。
このとき、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違いといった地域特性等に留意する。
- ③ ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないように、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。
- ④ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。
- ⑤ 市は避難行動要支援者名簿、個別避難計画の整備等に当たり、デジタル技術を活用する。

(2) 個別避難計画の作成

① 優先度の高い避難行動要支援者の範囲

- ・身体障害者手帳1級又は2級の方
 - ・療育手帳A判定の方
 - ・24時間人工呼吸器装着患者
 - ・ハザードエリア（土砂災害警戒区域等）に居住している要介護3以上の方
- その他、ハザードエリア居住者を中心に、避難行動要支援者名簿の提供等を通して、要支援者本人や地域でも自主的に作成を進める。

② 計画の作成方法

福祉担当部局は、関係部局と連携し、災害対策基本法に定める個別避難計画について、支援が必要な避難行動要支援者を対象に、本人の同意を得て作成する。

③ 計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

計画作成に当たり、高齢者・障害者等の要介護度や手帳等の情報について、避難行動要支援者名簿の他、要支援者本人・家族・関係者等から情報を入手する。

④ 計画の提供先、方法

福祉担当部局及び関係部局は、作成した個別避難計画について、要支援者の同意を得て、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等へ提供する。

⑤ 計画の更新

要支援者の心身の状況等の変化や居住地のハザード情報が変更された場合等において、本人・家族からの申し出、あるいは地域における支援活動を契機として適宜更新を行う。

4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等実施者本人及びその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とする。

避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。

津波浸水想定区域内における避難支援活動については、津波到達までに短い時間しかないため、「気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「避難時間」（安全な高台等へ退避するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避するなど、避難支援等実施者の避難ルールを定め、それに従って避難支援等実施者も確実に避難しなければならない。

5 情報伝達体制の整備

(1) 情報伝達体制の整備

市は、災害発生時において、要配慮者の支援に当たる民生児童委員、事業者、ボランティア、消防団、町内会及び自主防災組織等に対する情報伝達体制を整備することとし、防災研修及び訓練等により機能の確保に努める。

また、市は、障害者に対し緊急の通報を迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報に関する仕組みの整備の推進と、その他の必要な施策を講ずる。

(2) 要配慮者の特性に応じた情報伝達体制の確立

市は、音声、映像又は文字表記等による情報のやりとりが難しい障害者等、要配慮者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、地域が一体となった声かけ・見守り等を推進するとともに、情報伝達に必要な機材、並びに専門技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣協力体制の整備など、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

また、市は、防災知識の普及啓発に努めるほか、消防本部は、防災上の相談・指導を行う。

(3) 外国人に対する情報提供等

市は、次の手段を通じ、外国語による防災対策の普及啓発に努める。

なお、市内在住の外国人と外国人旅行者では、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、関係団体と連携・協力して対応する。

また、国は、外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境整備を進めており、本市においても関連情報の多言語化による提供に努める。

- ① インターネット及びCATV放送等を用いた外国語による普及啓発の実施
- ② 生活情報リーフレット等による平時からの防災情報の提供
- ③ ひょうごE（エマージェンシー）ネット、インターネットを用いた外国語による災害情報の提供
- ④ 外国人に関する災害時支援団体（放送局等を含む）と連携した情報提供
- ⑤ 多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等による情報提供

(4) 聴覚障害者向け災害情報FAXの運用

市は、災害発生等により避難が必要な時は、あらかじめ申請・登録された聴覚障害者に対し、FAXにより情報を伝達する。

6 社会福祉施設等の整備

(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

市は、高齢者及び障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設等への一時入所措置等の取り扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

また、要配慮者の受入に当たり、大規模な災害が発生し、市単独の対応能力のみでは対処し得ない場合を想定し、県及び近隣地方公共団体との協力体制の整備を図る。

(2) 社会福祉施設等の対応強化

市は、社会福祉施設等を利用する高齢者及び障害者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、社会福祉施設等における防災設備及び資機材等の整備、防災組織及び緊急連絡体制の整備、並びに防災学習及び防災訓練の充実等に努める。

また、社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取組を進めるよう、啓発に努める。

(3) 施設の整備

① 市は、社会福祉施設等のうち、地震防災上改築又は補強を要するものについて、地震防災緊急事業五箇年計画への位置づけを図るなど、その整備を計画的に実施する。

② 市は、高齢者及び障害者等をはじめとする不特定多数の人が利用する施設について、次の事項に留意して整備に努める。

ア 車いすで通行できる敷地内通路及び外部出入口の整備

イ 音声又は光等により、視覚障害者又は聴覚障害者に非常警報を知らせ、また避難場所への誘導を表示する設備の整備

(4) 高齢者及び障害者等に配慮した避難場所等の整備

市は、高齢者及び障害者等の利用を考慮し、避難場所のバリアフリー化や障害者向けトイレ、福祉避難室の確保など、要配慮者が過ごしやすい環境の確保に努める。

(5) 障害者等に配慮した避難施設の使用に関する協定

市は、災害により障害者等が避難所生活を強いられる場合に備え、適正な施設と「福祉避難所」としての協定を締結し、避難所確保に努める。

(6) 要配慮者が利用する施設に対する指導・助言

市は、県と連携して、介護保険施設等の要配慮者が利用する施設における、地震を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、地震を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行

う。

7 要配慮者に配慮した食料・物資の確保

市は、流動食、粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）、車いす、紙おむつなどの要配慮者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努める。

8 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定

土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設において、当該施設利用者が急傾斜地の崩壊時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、資料編で記載する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を作成し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市長は同計画を作成するよう指示する。

9 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備

市は、土砂災害防止法第8条において指定されるべき施設について、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定め、これらについて県や関係機関と協力して計画を検討する。

10 要配慮者関連施設に係る総合的な土砂災害対策

市は、要配慮者関連施設に対して行われる、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、総合的な土砂災害対策の推進に協力する。

11 洪水又は高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設の指定

洪水又は高潮浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、資料編で記載する。

なお、洪水又は高潮浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を作成し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市長は同計画を作成するよう指示する。

12 訓練・研修の実施

市は、要配慮者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、要配慮者支援に必要な人材の育成に努める。

13 介護・看護事業者等との連携

市は、災害時の情報伝達、安否確認や被災要援護者の生活支援などについて、地域の介護・看護事業者との連携を図る。

また、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

〔健康福祉部各課〕

第1 趣 旨

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な応急対策の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時から災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。

第2 内 容

1 災害ボランティア活動の環境整備

(1) 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

市は、県の「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、市災害ボランティア活動支援マニュアル等の整備に努める。

(2) 受入体制の整備

市は、市内で大規模災害等が発生した場合に備え、医師、看護師及び介護福祉士等、専門技能を有するボランティアに加え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努める。

- ① 行政機関、住民、ボランティア団体等とのネットワークの構築
- ② 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
- ③ 災害ボランティア対応に関する市職員等の資質の向上

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努める。

④ ボランティア受入体制の整備

市は、ボランティア本部の設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信ルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、災害ボランティアの受入手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備に努める。

2 ボランティア活動の支援拠点の整備

市は、平時における各種ボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会及び日本赤十字社、その他ボランティア団体、NPO、中間支援組織（JVOAD）と連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

3 災害ボランティア活動の環境整備

(1) 市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会及び日本赤十字社、その他ボランティア団体、NPO、中間支援組織（JVOAD）（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのための活動マニュアルの作成、ボランティアのネットワーク化、ボランティアの活動拠点の整備等に努める。

(2) 災害時に、市民がそれぞれの年齢や性別等に応じてボランティア活動に参画できるよう、平時からボランティア活動の具体的内容を市民に対して示すなど、ボランティア意識の醸成を図る。

4 資機材等の確保等

市は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時の使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備する。

また、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努める。

5 感染症の拡大が懸念される状況下における対応

感染症の拡大が懸念される状況下では、市は、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。

6 三者連携の構築

市は、ボランティア及びNPO等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化について、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会やNPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

さらに、市民やボランティア、NPO等に、災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

第18節 水防対策等の充実

[総務部消防防災課 消防団 都市整備部建設課]

第1 趣 旨

水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川等や高潮に係る浸水想定区域を公表し、水防対策について定める。

第2 内 容

1 洪 水

(1) 浸水想定区域の指定・公表等

水防法の改正（平成17年7月施行）により、国土交通大臣又は知事は、水防法に基づく、洪水予報河川、水位情報周知河川及び国土交通省令で定める基準に該当する河川の浸水想定区域の指定を行い、また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市に通知している。

市における主要な河川については、県により浸水想定区域図が作成されており、市によるハザードマップの配布を通じ、市民に対し周知を図ることとしている。

これらについては、今後においても、河川改修の完成時等必要に応じ、引き続き浸水想定の見直しを定期的に行い、災害環境についての情報公開及び情報共有に努める。

<河川浸水被害の想定条件>

区 分	洲本川水系	都志川水系
対象河川	洲本川、千草川、樋野川、竹原川、猪鼻川、巽川、奥畑川、鮎屋川、初尾川	都志川
想定降雨(流域平均)	705mm/24時間	372mm/6時間
想定最大規模降雨	1/1000年確率以上	

区 分	岩戸川	由良地域	鳥飼川水系
対象河川	岩戸川	天川 御馬川、宮川、 禪寺川、婦野川	鳥飼川、奥所川、堺川、広石川
想定降雨量	551mm/12時間		
確率規模	概ね1,000年に1回程度		

(2) 浸水想定区域における避難確保措置

市は、浸水想定区域の指定を受け、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報（位下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定める。

また、浸水想定区域内に次の施設がある場合は、当該施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

- ① 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
- ② 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

（3）住民への周知

市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として図面表示等にまとめた防災マップ等を作成し、住民への周知を図るため、公表・配布する。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

また、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、水害リスクの分かりやすい提供に努める。

（4）要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と公表

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を作成し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織の設置に努める。

また、当該計画については、作成後、市長に報告する。

市は、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、同計画を作成するよう指示する。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

（5）大規模工場等の避難確保計画の作成と公表

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、計画に定める訓練を実施するほか、自衛水防組織の設置に努める。

また、当該計画については、作成後、市長に報告する。

（6）その他の対策

① 情報の収集・伝達・共有

河川管理者は、水位計、雨量計、河川監視用カメラなど情報収集のため整備した施設を適切に管理する。

② 浸水想定区域や避難場所等の情報の事前周知

市（水防管理団体）の実施する水防活動の目安となるものとして、河川管理者が水防活動を重点的に実施すべき箇所として指定している重要水防箇所について、水防計画、水防活動要綱により周知を図る。

また、市は、避難場所、避難経路の総点検を行い、必要に応じてハザードマップの修正等を行う。

③ 水防活動の充実

水防団員（消防団員が兼務）及び関係機関職員の水防技術の習得を行うため、水防技術等の普及による水防訓練を充実する。

市は、水防団に対する活動支援策や近隣団体との協力体制強化、NPO、民間等との連携等について検討を進める。

河川管理者、市、水防団は、水防資材の備蓄状況の把握と貸与や補てん、あるいは近隣団体との連携について検討する。

2 高 潮

（1）浸水予測区域の公表

市は、県により作成した主要港湾における高潮浸水想定区域について、これらを生かした形で

市民に対する防災対策及び防災思想の普及徹底等を図る。

(2) 住民への周知

市は、高潮浸水予測区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として図面表示等にまとめたハザードマップを作成し、住民への周知を図るため、公表・配布する。

(3) 浸水想定区域における避難確保措置

市は、浸水想定区域の指定を受け、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定める。

また、浸水想定区域内に次の施設がある場合は、当該施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

- ① 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
- ② 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

(4) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と公表

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、高潮が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を作成し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織の設置に努める。

また、当該計画については、作成後、市長に報告する。

市は、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、同計画を作成するよう指示する。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

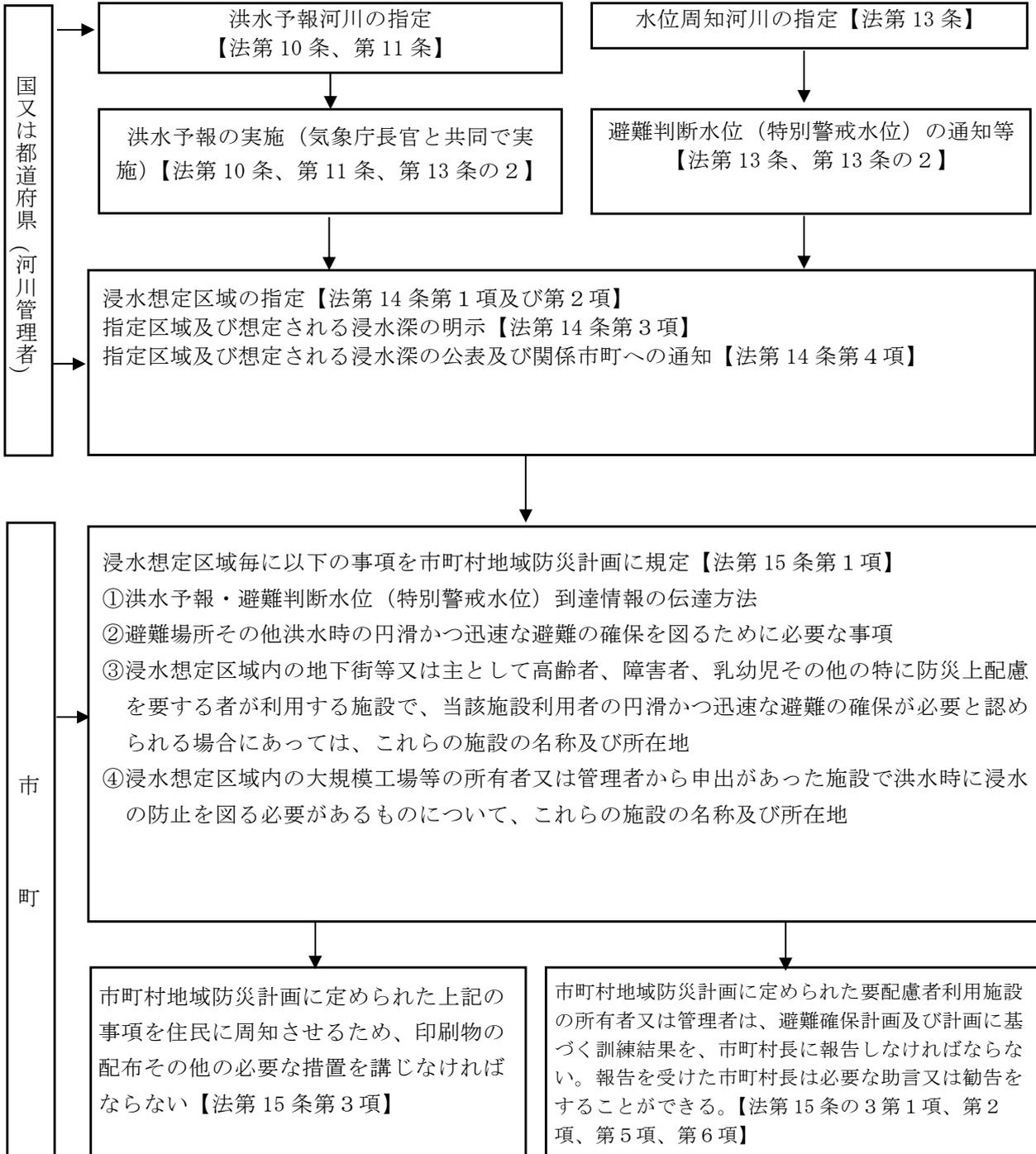
(5) 大規模工場等の避難確保計画の作成と公表

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、計画に定める訓練を実施するほか、自衛水防組織の設置に努める。

また、当該計画については、作成後、市長に報告する。

【参考】

【水防法に基づく事務処理の流れ】



第19節 土砂災害対策の充実

〔総務部消防防災課 産業振興部農地整備課・林務水産課 都市整備部建設課〕

第1 趣 旨

風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく対策について定める。

第2 内 容

1 対象とする土砂災害

急傾斜地・山腹の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因として、市民等の生命又は身体・財産に生ずる被害とする。

＜土砂災害警戒区域等の概要＞

種 類	区 分	内 容
土石流危険渓流	国土交通省	土石流の発生の危険性があり、人家5戸以上（5戸未満でも極めて危険な箇所、官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所に被害が生じるおそれがある渓流
急傾斜地崩壊危険箇所	国土交通省	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満でも極めて危険な箇所、官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所
地すべり危険箇所	国土交通省 農林水産省	地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所
崩壊土砂流出危険地区	農林水産省	地形（傾斜、土層深、溪床勾配）、地質、林況等からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれのある地区
山腹崩壊危険地区	農林水産省	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区

2 土砂災害防止法の推進

（1）土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害により県民等に危害が生じるおそれがある土地の区域について、警戒避難体制の整備や一定の開発行為を制限するなどの目的のために、基礎調査を実施して、土砂災害により県民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地等の区域の把握を行ったうえ、政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

① 土砂災害警戒区域（Y）

土砂災害のおそれのある区域で、土砂災害を防止するために、市が警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

② 土砂災害特別警戒区域（R）

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、市民等に著しい危害が生じるおそれがある土地の区域

【令和5年8月4日現在の指定状況】

県民局名	事務所名	市町名	指定箇所数							
			急傾斜		土石流		地滑り		計	
			Y	R	Y	R	Y	R	Y	R
淡路	洲本	洲本市	571	408	93	39	17	0	681	447

(2) 特別警戒区域内の制限等

① 特定開発行為の許可

特定開発行為(住宅〔自己の居住目的以外のもの〕並びに要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設となるべき建築物〔以下「特定予定建築物」という。〕を建築するために行う土地の区画形質の変更)は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

② 建築物の構造規制

居室を有する建築物について、作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準が定められるとともに、建築基準法上、建築確認が必要とされている建築物以外のものについても特別に建築確認の対象とされ、構造耐力に関する基準等について審査される。

③ 移転等の勧告

ア 知事は、崩壊等の発生により、建築物に損壊が生ずるおそれ大きいと認めるときは、所有者等に対し、移転その他必要な措置をとることを勧告することができる。

イ 知事は、勧告を行った場合、必要があると認めるときは、勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのおっせんその他必要な措置を講じるよう努めるとともに、住宅金融支援機構の融資のおっせんなど、建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのおっせんに努める。

(3) 市の責務

構造の規制をすべき土地の区域であり、市は、これらの土地に対して下記のような処置を講じる。

① 警戒避難体制の整備

ア 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が指定された場合には、警戒区域ごとに以下の事項について定める。

- a) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- c) 防災訓練として、市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- d) 防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地
- e) 救助に関する事項
- f) その他、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 指定を受けた区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

② 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

土砂災害警戒区域においては、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所に関する事項その他、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を印刷物等(防災マップ等)により住民に周知する。

ア 平常時からの防災意識の高揚を促すための周知

- a) 土砂災害警戒区域等を記載した印刷物(ハザードマップ等)の作成・公表・配布
- b) 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置

- c) 過去の土砂災害に関する情報の提供
 - d) 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供
- イ 緊急時の警戒避難を促すための周知
- a) 雨量情報の提供
 - b) 避難の指示等の伝達

3 山地災害危険地区の周知

市は、土砂災害警戒区域に関する印刷物を配布する場合は、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）に係る危険地情報や警戒避難態勢に関する事項についても記載する。

4 その他の対策

(1) 土砂災害のおそれのある時間情報の提供

県は、「土砂災害警戒情報」を補足するより詳細な情報である「地域別土砂災害危険度」を市及び住民に提供するため、フェニックス防災システムや、県ホームページ等の伝達媒体の整備を進める。

(2) 土砂災害に関する知識の普及啓発

① 総合土砂災害対策推進連絡会における各種土砂災害関係情報の提供

県、市、関係機関は、警戒避難体制の整備等のソフト対策を中心に、効果的な土砂災害予防対策の推進を目的として県民局単位で設置された連絡会を通じて、新聞、折り込チラシなどで広報する。

② 講習会などによる啓発

市は、県が行う警戒基準雨量、土砂災害の原理、前兆現象の認知、避難行動などについて、イベント時等に土石流模型実験、降雨実験など装置を利用した体験型の啓発等に協力する。

また、児童を対象として、自然に親しむ、森林の機能など自然に関心を持ってもらう一方、自然災害の恐さ、避難の重要性に関する学習の機会を提供する。

(3) 防災意識の向上施策

市は、住民の災害時行動を理解するとともに、土砂災害の予測困難性の広報や地域の災害履歴確認、地域住民の参画と協働によるハザードマップの作成を通じて、住民の防災意識の向上を図る。

(4) 市、関係機関のための土砂災害に関する研修・情報交換

市は、県が実施する各種会議、研修会等を通じて、土砂災害に関する研修・情報交換を行う。

第20節 中山間地帯における孤立対策

〔総務部消防防災課 産業振興部農政課・農地整備課・林務水産課 農業委員会事務局〕

第1 趣 旨

災害発生時に孤立するおそれのある集落における備えについて定める。

第2 内 容

1 孤立危険地域の把握

市は、孤立危険地域等の集落（奥畑地区、竹原地区、中津川地区、相川地区、畑田地区）のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある孤立危険地域をあらかじめ把握しておく。

2 孤立集落と外部との通信の確保

(1) 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の燃料の確保を図ることに努める。

また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図ることに努める。

(2) 市は、集落と市間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話やIP無線等の地域の実情に応じて適切な通信手段の確保に努める。

3 物資供給、救助活動体制の整備

(1) 市は、集落が長期間孤立した場合には医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等を予めリストアップし、供給体制について検討する。

(2) 市は、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保に努め、着陸やホイストの可能な箇所（田畑、農・林道等）もリストアップしておく。

(3) 市は、孤立するおそれのある集落へのヘリポートや、ヘリコプターの夜間離着陸設備の整備のほか、バイク等地域の実情に応じた物資供給等に係る手段の確保に努める。

4 孤立に強い集落づくり

(1) 市は、孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。

この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進を図る。

(2) 市は、集落の人口に応じて避難施設を確保・整備するとともに、その耐震性を確保する。

また、必要に応じて、土砂災害対策や基礎地盤の補強を実施する。

5 道路・ライフライン等寸断への対策

市は、迅速な道路被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、道路情報モニター、ボランティア、情報収集のための消防団員等の連携体制等の整備に努める。

6 広報及び啓発活動の実施

市は、住民に対して、孤立時の対応及び安否情報の発信等、災害が発生した場合の対応について、パンフレット作成などにより、平常時から啓発に努める。

第21節 重要施設の防災対策

〔総務部消防防災課・総務課 企画情報部広報情報課 健康福祉部健康増進課・サービス事業所 都市整備部建設課・用地課・下水道課〕

第1 趣旨

重要施設における防災対策について定める。

第2 内容

1 重要施設の登録

市は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録する。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

なお、作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有する。

2 平時の取組

重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等に努める。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努める。

第22節 災害復旧・復興への備え

〔総務部消防防災課〕

第1 趣 旨

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害復旧・復興を実施するための備えを行う。

第2 内 容

1 災害復旧・復興への備え

(1) 各種データの整備保全

市及び公共土木管理者は、円滑な復興を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等資料を整備しておくとともに、資料の滅失を回避するため、複製等の別途保管に努める。

(2) 復興対策の研究

災害により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。従って、事前に震災復興のあり方、行政上の手続き等についての調査研究の推進に努める。

また、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等、災害復興対策についての研究を行う。

第3章 市民参加による地域防災基盤の充実

第1節 防災に関する学習等の充実

〔総務部消防防災課 企画情報部広報情報課 教育委員会各課 消防本部〕

第1 趣 旨

市民の防災意識の高揚を図り、防災活動への参加を促進するため、防災学習の充実に関する事項について定める。

第2 内 容

1 市民における防災思想の定着

市は、すべての市民が「自らの生命は自ら守る」ということを胸に刻み、一人ひとりがそれぞれの責任と役割を自覚し、平時から地域、家庭、学校及び職場等において防災活動への積極的な取組を行うことができるようになるとともに、日常からの良好な近隣関係を基調とするきずなをより一層強固なものとし、地域存続の脅威となる災害に対し連帯して立ち向かっていく気運を醸成するため、自助及び共助を根本とした防災思想の普及徹底を図る。

特に、小中学校等においては、「自らの生命は自らが守る」意識の徹底と、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

2 市民に対する防災知識の普及啓発

市及び消防本部は、市民に対し、次のとおり普及啓発を行うことで、市民が防災意識を高揚させ、かつ防災知識を習得しやすくなる環境づくりに努める。

特に、気象予警報や避難情報等の意味、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと等について、平常時から市民等への周知徹底に努める。

また、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用、防災関係機関と福祉関係機関（地域包括支援センター・ケアマネジャー・民生委員）の連携による高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

さらに、規模の大きな地震の連続発生や、各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性に留意する必要があることから、本市及び防災関係機関は、避難訓練と合わせた防災教育の実施や、防災と福祉の連携等、様々な機会づくりにより、防災思想・意識の向上を図るとともに、普及啓発に努める。

なお、普及に当たっては、要配慮者の多様なニーズへの配慮や被災時の男女のニーズの違い等、双方の視点にも十分に配慮する。

(1) 普及啓発の手段又は機会

- ① 学習会、講演会及びシンポジウム等
- ② CATV、テレビ、ラジオ及びインターネット等
- ③ 新聞、冊子及びハザードマップその他印刷物等
- ④ 道路、公園及び公共施設等における各種標識
- ⑤ 防災施設の紹介等
- ⑥ 過去の災害体験・伝承の継承
- ⑦ 標語、図画及び作文募集等
- ⑧ 地域住民の参画と協働によるまち歩きやハザードマップづくりの実施

- ⑨ 防災研修や訓練の実施
- ⑩ 災害の体験談や絵本、写真集、紙芝居、ゲーム等の多様な媒体の活用 等

(2) 普及啓発の内容

- ① 本市における防災対策の概要
- ② 災害に関する知識と過去の災害事例
- ③ 災害に関する被害想定結果
- ④ 災害教訓の伝承
 - ・各種資料の収集・整理・保存、地図情報その他の方法による公開
- ⑤ 災害発生に備えた平時からの心得
 - ア 地震の揺れやすさ、及び土砂災害等、各地域における災害危険性の把握
 - イ 家屋等における耐震性の点検、並びに耐震診断及び耐震改修の実施
 - ウ ガラスの飛散及び家具等の転倒防止等、室内の整理点検
 - エ 防災対策に要する投資の有効性（復旧等に要する費用との比較）
 - オ 家族間の連絡体制の確保（災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の活用等）
 - カ 火災の予防
 - キ 応急救護方法等の習得
 - ク 情報内容の理解（気象情報、災害情報及び避難情報等）
 - ケ 避難の方法（警戒レベルに応じた避難のタイミング、指定緊急避難場所や安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、安全な避難路、居住する市町内での避難が困難な場合の広域避難等）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）
 - コ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみならず危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性
 - サ 食料、飲料水及び物資等の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度）
 - シ 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、医薬品及び非常食等）
 - ス 自主防災組織の結成及び育成
 - セ 防災リーダーの発掘及び育成
 - ソ 要配慮者等への配慮
 - タ ボランティア活動への参加
 - チ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性
 - ツ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
 - テ 基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟 等
- ⑥ 津波に関する警報・注意報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定や、津波の特性等についての正しい理解と、それに基づく的確な行動についての周知徹底
- ⑦ 5段階の警戒レベルによる情報提供、警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- ⑧ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）での災害発生時の行動、避難場所での行動の指針
- ⑨ 災害発生時の心得
 - ア 災害発生時の対応行動
 - イ 出火防止と初期消火
 - ウ 自宅及び周辺の被害状況の把握
 - エ 隣近所に対する救助活動の実施
 - オ 要配慮者の支援（声かけ、安否確認及び避難行動の支援）
 - カ C A T V、テレビ、ラジオ及びインターネット等による情報の収集
 - キ 避難時に必要な措置
 - ク 避難時の注意事項
 - ケ 避難場所における行動内容

- コ 避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底
- サ 自主防災組織の活動内容
- シ 諸条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に取るべき行動
- ス 安否情報の確認のためのシステムの活用
- セ 生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等） 等

3 学校における防災教育

教育委員会は、児童生徒に対し、防災教育を幅広くかつ実践的に行うことを通じ、将来における被害を未然に防止又は可能な限り軽減できるよう、長期間にわたる持続的な取組の推進を図る。

一方、中小規模の災害については、常に発生する可能性があることから、児童生徒が自らの身を守ることができるよう指導する。

また、各小中学校は、学校防災マニュアル等を作成し、児童生徒の安全確保を図るとともに、災害発生時における教育機能が維持又は早期に回復できるよう努める。

特に、水害や土砂災害のリスクのある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(1) 防災教育推進連絡会議の設置運営

市は、教育委員会と連携し、防災教育推進連絡会議を開催することとし、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。

- ① 避難所指定に関わる学校と市及び自主防災組織との連携強化について
- ② 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について
- ③ 地域や消防団員等と連携した防災訓練の効果的実施方法について
- ④ 兵庫の防災教育実践上の課題の整理と調整について

(2) 学校防災体制の整備充実等

各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。

- ① 教職員の指導力の向上
 - ア 一般教職員への研修会の実施
 - イ 防災教育推進指導員養成講座への参加
 - ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）の運営
- ② 学校における防災教育の充実
 - ア 緊急時にも適切に対応できる実践的態度や能力などを育成
自己防衛意識の徹底、情報読解力の養成、主体的行動力の育成、防犯対策との連携、学校防災防犯マップの作成
 - イ 学校におけるボランティア教育の推進
助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進
 - ウ 地域と結びついた災害学習の経験
地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材を活用するなど、「総合的な学習の時間」などを活用した効果的な指導の展開
 - エ 人間教育を原点とした防災教育の推進
副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通じた実践的指導力の向上
 - オ 過去の災害体験・伝承の継承、被害想定結果の体感、要配慮者支援への協力
 - カ 世代を超えた防災対策の継続による文化の創造
親から子への家庭内防災対策の引継、氏名を刻印した標識等による歴史性の付与
- ③ 学校防災体制の充実
 - ア 「災害対応マニュアル」の作成、見直し
 - イ 地域の災害特性を考慮した防災訓練や学校が避難所となった場合を想定したものなど、地

域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練等の実施

ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施

④ 心のケアの充実

ア 教育復興担当教員及び心のケア担当教員の取組みを生かした教育相談体制の充実

イ 研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施

ウ 心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

4 市職員が習熟すべき事項

(1) 習熟すべき事項

市職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会及び研修会、先進地視察及び現地調査、並びに印刷物の配布等により、次の事項について習熟できるよう努める。

- ① 防災体制及び防災上処理すべき業務
- ② 災害発生時の動員計画及びそれぞれが分担する任務
- ③ 関係機関等との連絡体制並びに情報収集及び伝達活動
- ④ 関係法令又は事業・制度の運用
- ⑤ 災害発生原因についての知識
- ⑥ 過去の主な災害事例及び災害対策上の問題点等

(2) 役割の周知徹底

市は、市計画を基本とし、災害発生時の対応に係る基本指針及び行動マニュアルを作成するなど、市職員に対し、災害時の各自の役割について周知徹底できるよう努める。

5 防災上重要な施設の職員等に対する教育

(1) 防災上重要な施設における防災教育

災害予防責任者（施設管理者）は、職員に対する防災訓練等を通じ、防災意識の徹底を図る。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関の災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習及び立入検査、並びに地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理及び応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

（注）「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者（災害予防責任者）に対しては、災害対策基本法第48条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

6 災害教訓等の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、市民が災害教訓を伝承する取組を支援することとする。

7 災害リスクの周知

水害や土砂災害等、想定される災害リスクを記載したハザードマップの作成・配布により、地域ごとに異なるリスク等をきめ細かく市民等に周知する。

また、平常時から災害リスクの高い地域を中心に、ハザードマップに加えて、地形情報や災害記録等により、地域の災害リスクを周知徹底する。

第2節 自主防災体制の整備

〔総務部消防防災課 企画情報部広報情報課〕

第1 趣 旨

地域において、市民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、各地区の特性に応じたボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進するとともに、自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に関する事項について定める。

第2 内 容

1 地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の住民及び事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を策定し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 自主防災組織の育成

(1) 市は、災害対策基本法の規定に基づき、自主防災組織の充実を図る。

その際、市、消防団及び消防本部は、密接に連携協力する。

(2) 市は、市民が、災害対策基本法の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう、普及啓発に努める。

3 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、市と協議の上、自らの規約、構成員名簿及び防災計画（活動計画、コミュニティファイル等）等を定め、活動を行う。

(1) 防災計画の内容

- ① 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
- ② 防災知識の普及に関すること。（普及すべき事項及び方法等）
- ③ 防災訓練に関すること。（訓練の種別及び実施計画等）
- ④ 情報の収集伝達に関すること。（収集及び伝達方法等）
- ⑤ 出火防止及び初期消火に関すること。（消火方法及び体制等）
- ⑥ 救出救護に関すること。（活動内容及び医療機関への連絡等）
- ⑦ 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示方法、要配慮者への対応、避難経路、避難場所、及び避難所の運営協力等）
- ⑧ 給食給水に関すること。（食料及び飲料水の確保、並びに炊き出しの実施等）
- ⑨ 資機材等の整備及び管理に関すること。（調達計画、保管場所及び管理方法等）

(2) 自主防災組織の編成

① 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班 等

② 編成上の留意事項

- ア 女性や若年層の参加及び交代可能な組織編成の検討
- イ 水防班及びがけ崩れ巡視班等、地域の実情に応じた対応
- ウ 事業所の自衛消防組織及び従業員の参加
- エ 地域的な偏りの防止、並びに専門家及び経験者の活用

(3) 自主防災組織の活動内容

① 平時の活動

- ア 災害等に関する知識の向上
- イ 市、防災関係機関、隣接する自主防災組織及び自治会等地域団体等との連絡
- ウ 地域における危険場所の把握（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等）
- エ 地域における被害想定結果の把握
- オ 地域における消防水利（消火栓、貯水槽、プール、小川及び井戸等）の確認
- カ 家庭における防火防災等、予防上の措置
- キ 地域における情報収集及び伝達体制の確認
- ク 避難場所及び医療救護施設の確認
- ケ 資機材の整備及び管理
- コ 防災訓練の実施
- サ 地域における「マイ避難カード」作成の普及促進
- シ 防災気象情報や避難に関する情報（5段階警戒レベルによる避難情報の提供等）の周知等

② 災害発生時の活動

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 負傷者の救助
- ウ 地域住民の安否確認
- エ 情報の収集及び伝達
- オ 避難誘導及び避難生活の指導
- カ 給食給水活動への協力
- キ 他地域への応援 等

(4) その他

自主防災組織は、民間の防火組織等と連携を図るとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮する。

4 自主防災組織の育成強化

市は、市域における自主防災組織の結成を促進するとともに、その活動の活性化を支援する。その際、女性や若者の参画促進を図るとともに、各地域において自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるようにするため、研修の実施や、水害・土砂災害・防災気象情報に関する豊富な知見を有する専門家の支援等により、防災の基本的な知見を兼ね備えた防災リーダーの育成に努める。

(1) 重点地区

市は、次のような地区を重点として、早急に自主防災組織の育成を図る。

- ① 人口の密集している地域
- ② 要配慮者の比率が高い地域
- ③ 転入者や若い世代の住民が多く、地域コミュニティが十分に機能していない地域
- ④ 木造家屋の集中している地域
- ⑤ 消防水利の不足している地域

- ⑥ 過去の災害で被害が甚大であった地域
- ⑦ 被害想定結果により危険性が高いと判断される地域

(2) 取組

市は、自主防災組織育成計画等を策定し、自主防災組織及び構成員に対する意識の高揚を図るとともに、その育成指導を推進する。

- ① 普及啓発資料の作成
- ② 各種講演会及び懇談会等の実施
- ③ 情報の提供
- ④ コミュニティの活力維持
 - 地域コミュニティへの個別指導及び助言
 - 地域コミュニティごとの訓練及び研修会の実施
- ⑤ 顕彰制度の設置
- ⑥ 活動拠点施設の整備（国等の補助制度等の活用も検討）
- ⑦ 活動状況の報告、並びに検証資料等の作成及び提供

(3) 安全・安心コミュニティファイル

市は、コミュニティファイルづくりの支援に努める。

- ① コミュニティファイルづくりの内容
 市民及び自主防災組織等が、自ら安全安心を確保するという観点から、それぞれの地域を点検し、得られた情報を共有する。
- ② コミュニティファイルの項目

総括編	<ul style="list-style-type: none"> ・人口及び世帯数など地域の基本的な事柄 ・避難場所・防災関係機関の所在地及び電話番号
防災資機材・物資編	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材倉庫及び物資備蓄倉庫の位置 ・資機材及び備蓄物資の保有状況
施設編	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設（防火水槽及び消火栓等）の状況 ・医療施設及び要配慮者に関する施設等の状況
危険箇所編	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が起りやすい場所 （軟弱地盤等、土砂災害のおそれのあるところ等） ・避難及び救援活動を行う上で、問題のある場所
団体編	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織及び町内会等の地域団体 ・災害時に協力を受けられる工場、工務店、商店及び事業所等
人材編	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災活動等を実施する際の地域の防災リーダー等 ・被災者救援に関する専門的な資格又は技術等を有する人 （医師及び看護師等）
要配慮者編	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者（家族が昼間等に不在となる人を含む）、寝たきりの高齢者及び障害者等、行動に支援が必要となる人 ・要配慮者を把握している人（民生委員及び町内会等） ・要配慮者を支援できる人
地図編	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、避難経路及び危険場所等の位置

第3節 消防団の充実強化

〔総務部消防防災課 消防本部〕

第1 趣 旨

地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、水防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団が、その中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。

第2 内 容

1 実施機関等

- (1) 市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図る。
- (2) 市民は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努める。
- (3) 事業者は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮する。

2 充実強化対策

- (1) 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施
- (2) 消防団員に対する教育訓練の実施
- (3) 消防団活動の安全管理マニュアルの策定
- (4) 消防団の装備及び消防団員の処遇の改善
- (5) 消防団の活動拠点施設の整備
- (6) 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備
- (7) 市民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

〔総務部消防防災課 企画情報部魅力創生課 産業振興部商工観光課 消防本部〕

第1 趣 旨

事業所等が地域の防災活動において果たすべき役割及び内容について定める。

なお、事業所等は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

第2 内 容

事業所等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、企業防災活動の推進に努める。

また、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

さらに、災害発生時における施設の利用者等の安全確保や、機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

このほか、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設ごとの規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成するよう努める。

1 災害時に事業所等が果たす役割

- (1) 利用者及び従業員の安全確保
- (2) 被災従業員への支援
- (3) 二次災害の防止
- (4) 経済活動（事業）の維持継続
- (5) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

2 事業所等の平常時対策の推進

- (1) 自衛消防組織の育成
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 地域の防災訓練への参加
- (4) 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- (5) 防災体制の整備
- (6) 事業継続計画（BCP）の策定

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

- (7) 物資の備蓄
- (8) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保

3 自衛消防組織の育成及び指導

市及び消防本部は、事業所における自衛消防組織の活動の重要性について指導し、育成を促進する。

また、自衛消防組織の必要な業務に支援を行う。

(1) 自衛消防組織の平時の活動内容

- ① 防災訓練
- ② 施設及び設備等の点検整備
- ③ 従業員等の防災教育の実施

(2) 自衛消防組織の災害発生時の活動

- ① 情報の収集及び伝達
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 避難誘導
- ④ 救出救護

4 地域の防災訓練等への参加促進

市は、事業所等に対し、市及び自主防災組織等が実施する防災訓練等への参加の呼びかけを行う。

5 市等による支援

市及び県、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、相互に連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

第1節 防災基盤及び施設等の整備

〔総務部消防防災課 都市整備部各課 各施設管理者〕

第1 地震防災緊急事業の推進

1 趣 旨

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進し、また、防災機能の向上を図るため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び防災基盤整備事業計画等に基づく事業の推進について定める。

2 実施計画

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業を計画的に推進する。

また、県の事業実施に当たってはそれに協力するものとし、この間計画的に実施されるよう、進捗状況を把握しなければならない。

(2) 計画年度

令和3年度～令和7年度

(3) 要 件

- ① 兵庫県地域防災計画又は洲本市地域防災計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事業であること。
- ② 施設毎に主務大臣が定める基準に適合すること。
- ③ 兵庫県地域防災計画に目標が定められている場合（兵庫県地域防災計画での被害想定、目標設定に努めるものとする）は、当該目標に即した事業であること。

第2 防災対策事業の推進

1 趣 旨

緊急に防災機能の向上を図るため、防災対策事業の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

2 実施計画

(1) 防災基盤整備事業

「災害時に強い安心安全なまちづくり」を進めるため重点的に実施する必要のある防災基盤の整備を推進する。

① 対象事業

次のような施設及び設備であって、地方公共団体が単独事業として計画的に行う安全なまちづくりのための公共施設の整備事業である。

区 分	事 業 例
消防防災施設 整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等
消防広域化 対策事業	市の消防広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練等研修施設

区 分	事 業 例
緊急消防援助隊施設整備事業	緊急消防援助隊の編成に必要な車両・資機材等 ※消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき整備される緊急消防援助隊の編成に必要な施設の整備が対象

② 防災基盤整備事業計画

ア 市は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県に協議する。

イ 県は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ消防庁に協議する。

③ 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

④ 事業の実施

市は、地域防災計画等に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努める。

また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。

(2) 公共施設等耐震化事業

「災害に強い安心安全なまちづくり」の一環として、公共施設等の耐震化を推進する。

① 対象事業

次のような施設であって、市計画において耐震改修を進めることとした施設を対象とする。

なお、建築物については、原則として非木造の2階建て以上、又は延床面積が200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法、又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。

また、耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、当該施設の全部改築は対象としない。

ア 市計画において避難所とされている公共施設及び公用施設

イ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎を含む）

ウ 不特定多数の者が利用する公共施設等（橋梁等の道路、及び歩道橋等の交通安全施設等を含む）

② 事業計画の策定

ア 市は、事業の目的、種類及び事業量等を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定に当たり、あらかじめ県に協議する。

県は、所要の調整を図り、あらかじめ消防庁に協議する。

イ 県は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定に当たり、あらかじめ消防庁に協議する。

③ 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当されることから、元利償還金の一部については、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

④ 事業の実施

市は、事業計画に基づき、計画的執行に努める。

第2節 都市の防災構造の強化

〔産業振興部農地整備課・林務水産課 都市整備部各課 各施設管理者〕

第1 趣 旨

災害に強い都市づくり・地域づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定める。

第2 内 容

1 安全・安心な都市づくりの推進

市は、県がこれまでの都市計画の思想と経験を継承しつつ、阪神・淡路大震災等これまでの災害から得られた教訓を活かし、災害に強く、人々が安全で安心して暮らせる都市づくりを推進するため策定された「都市計画マスタープラン」に位置づけられた「安全安心の方針」、「立地適正化計画」で定める「防災指針」に十分配慮しつつ、安全・安心な都市づくり、地域づくりに取り組んでいく。

(1) 自然と共生した防災性の高い計画的な市街地整備

地形の特性及び土地利用の現況など、地域固有の条件を踏まえ、防災効果を最大限に発揮できる市街地整備を図る。

(2) 自然地形が形成する自立的な防災ブロックの整備

市街地周辺の農地、水源涵養機能を有する山林、及び山麓部の緑地等を防災上有用な地形としてとらえ、必要に応じ、積極的な保全整備を図るとともに、これらに囲まれたまとまった空間を防災ブロックとし、災害時には、その中で自立的な対応を行う。

ただし、防災ブロックの空間規模は地域により異なるため、地域の実情に応じ設定する。

(3) 地域の実情に合った防災拠点の体系的な整備

災害時に自立的な対応を図るため、公園緑地等の公共空地及びそれに付随する施設等、市民の避難場所となる防災活動の拠点を防災ブロック内に体系的に整備する。

(4) 市街地ネットワークの強化

道路による多方向アクセスの確保及び沿道土地利用の保全整備などにより、道路空間の防災性及び安全性の向上などに努め、市街地ネットワークの強化を進める。

(5) 空家対策の推進

市は、市空家等対策計画に基づき、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

2 防災施設の整備方針

(1) 避難場所

避難場所は、災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震・津波等災害に伴い発生する市街地火災から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有するものとする。

① 周辺の市街地火災のふく射熱から避難者の生命、身体の安全が確保できるための空地を確保することを目標とする。

② 有効避難面積については、避難者1人当たり2㎡以上を確保する。ただし、地域の実状によりこれによりがたい場合においては、避難者1人当たりに必要な面積を1㎡以上とすることができる。

③ 災害時の高齢者・子供等の歩行限界距離等を考慮して、避難圏域の各地点から避難の予定さ

れた避難場所までの歩行距離は、概ね2km以内とする。

- ④ 避難場所は、公園、広場その他公共空地を原則とし、学校、公民館等の公共施設については、災害時に地域住民等の避難、救護の拠点として利用されることを考慮して、施設の耐震耐火性の向上を図る。
- ⑤ 大規模火災時に多数の人々が避難することを考慮して、消防水利及び消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、広域避難場所としての機能及び救援復旧活動の拠点としての機能を確保する。

(2) 避難路

避難路は、避難場所又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有するものとする。

- ① 避難路は、災害時の消防活動及び避難者の受けるふく射熱等を考慮して、幅員15m以上とすることに努める。
ただし、歩行者専用道路、自転車者歩行者専用道路、緑地又は緑道にあつては、10m以上とすることができるものとする。
- ② 避難路は、複数の避難経路が確保できるよう、網目状に構成するものとし、避難圏域内の各地点から避難路までの距離が概ね500m以内となるように配置することに努める。
- ③ 避難路の沿道には、必要に応じ消防水利その他避難者の安全を確保するために必要な整備を配置する。
また、道路の占有物件については、避難の障害とならないよう十分に配慮する。

(3) 避難場所及び避難経路等周辺の耐震耐火性の向上

市は、市街地大火によるふく射熱等に対する安全性を向上させるため、避難場所、避難経路及び緊急輸送道路周辺の建築物の耐震耐火性の向上を促進することに努める。

(4) 避難場所及び避難経路の周知

市は、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時より具体的な避難計画を策定しておくほか、避難誘導及び被害想定結果に基づく標識、避難地等の案内板の設置、ハザードマップの配布、並びに防災訓練等を通じて、避難場所及び避難経路の周知徹底を図ることに努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

さらに、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

避難場所標識等については、「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム」を用いる。

なお、避難計画策定の際は、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(5) 広域防災帯

市は、同時多発する火災及び強風による大火に対し、延焼被害を極小化する遮断空間として、道路及び河川などの骨格となる施設と、これに隣接する公園緑地及び耐火建築物等からなる帯状施設群の集積などにより、広域防災帯の整備に努める。

3 都市の再開発の推進

(1) 土地区画整理事業等の推進

市は、土地区画整理事業及び密集住宅市街地整備事業等を推進することにより、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路及び公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図る。

(2) 市街地再開発事業の推進

市は、市街地再開発事業を推進することにより、市街地における建築物及び公共施設等の整備

をはじめ、土地の合理的かつ健全な高度利用及び公共空地の確保等、都市機能を更新していくことにより、地震及び火災等の災害危険度の低減を図るよう努める。

(3) 老朽化マンション建替促進事業の推進（マンションの建替え等の円滑化に関する法律）

市は、老朽化マンション建替促進事業を推進することにより、管理不全等による外壁等の剥落などが生じるおそれのあるマンション（要除却認定マンションに限る）を減らし、都市環境の改善を図る。

4 その他の施設の整備

施設管理者は、災害発生時及び発生後の対処等に配慮し、次のような施設整備に努める。

(1) 道路施設の整備

道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努める。

(2) 河川施設の整備

河川管理者は、避難経路、避難場所、延焼遮断帯、及び防災活動拠点等として活用できる河川環境整備に努める。

(3) 港湾等の緑地の整備

港湾等の管理者は、港湾周辺の既存緑地を防災拠点として活用するよう努める。

(4) 海岸施設の整備

海岸管理者は、高潮、津波、波浪などによる海岸災害に備えて、防潮堤、護岸など海岸保全施設の整備を推進し、安全な海岸の整備に努める。

(5) 公園施設の整備

公園管理者は、災害時に避難場所としての機能を果たす公共空地の整備に努める。

(6) 学校施設の整備

学校管理者は、災害時に周辺市民の避難及び救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努める。

第3節 建築物等の耐震性の確保

〔都市整備部都市計画課 各施設管理者〕

第1 趣 旨

庁舎、病院、診療所及び学校等の公共建築物又は交通施設などの防災上重要な施設については、非構造部材を含めて、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

第2 内 容

1 公共施設等の耐震化・不燃化の推進

- (1) 市は、計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、県が定める耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修を促進する計画を策定する。
- (2) 市は、市の防災拠点となる公共施設等について、大規模地震発生時の安全性を確保するため、耐震診断及び耐震改修工事等の計画的な実施に努める。
また、耐震改修工事の実施に併せ、必要に応じ、非常用発電設備を設置する。
- (3) 市は、今後新たに建築する公共施設等については、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図る。
- (4) 避難所については、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
また、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難所として活用するために必要な設備・機器の整備に努める。

2 一般建築物の耐震性強化の普及啓発の促進

- (1) 建物所有者及び市民への普及啓発
市は、阪神淡路大震災等、過去の大災害の教訓として、建築物の耐震化は建物所有者の努力義務である旨、及び耐震性に課題のある建築物については耐震改修の必要性について普及啓発に努める。
- (2) 建築物相談所の開設
市は、建築士事務所協会その他の団体と協力し、相談窓口を開設するなど、建築物の防災に関する相談の実施に努める。
- (3) 建築物防災診断の実施
市は、必要に応じ、消防本部及び建築士会その他の団体と協力し、建築物の防災診断の実施に努める。
また、実施に当たっては、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物に対する耐震性の確保について普及啓発する。
- (4) 建築基準法令の普及
市は、関係団体（建築士事務所協会、建築士会、洲本市建設業協同組合、兵庫県土建一般労働組合淡路支部等）に対し、耐震性の確保を図るため、建築基準法に定められた中間検査の受検等の適正な実施についての協力を要請し、遵法精神の高揚に努める。
- (5) 耐震診断及び改修関連事業の周知
市は、耐震診断及び改修関連事業の内容について、市民に周知を図り、この事業の活用により一般建築物の耐震性向上を促進する。

3 社会基盤施設の老朽化対策の推進

市は、急速な老朽化が懸念される社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を行い、社会基盤施設の健全性を確保する。

4 落下物等の対策

(1) ガラス及び看板等の落下等防止

市は、多数の人が通行する道路に面する建物のガラスの飛散落下の防止、及び家庭内のガラス戸棚等の転倒による破損防止に係る安全対策、並びに看板等の落下防止対策の重要性について普及啓発を図る。

(2) 家具等の転倒防止

市は、タンス、食器棚、本棚、テレビ及び冷蔵庫等の重量物の転倒、又は棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じ、家具等の安全対策等について普及啓発を図る。

(3) その他

市は、据え付けの悪い自動販売機及び立枯れしている樹木等の所有者又は管理者に対し、転倒又は倒壊防止措置の啓発指導を行う。

また、避難所の指定を受けている建築物においては、天井の脱落防止等の落下物対策を図ることに努める。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

市は、ブロック塀の倒壊防止対策の実施について普及啓発を図る。

(1) ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法に関する普及啓発

(2) 危険とみなされるブロック塀の補強及び撤去並びに生け垣化の奨励

第4節 治山・治水対策の推進

〔総務部消防防災課 産業振興部農政課・農地整備課・林務水産課 農業委員会事務局 都市整備部建設課〕

第1 趣 旨

平成16年台風第23号災害や平成21年台風第9号災害等を教訓に推進する、総合的な治山・治水対策について定める。

第2 内 容

市は、頻発する記録的な集中豪雨等、想定を上回る自然災害に備えるため、総合的な治水対策、ため池の改修等の農地防災、山地防災・土砂災害対策等の治山・治水対策について定める。

1 総合的な治水対策

頻発する記録的な集中豪雨や局地的大雨による浸水被害を軽減するため、県の「総合治水条例」に基づき、河川対策〔ながす〕、流域対策〔ためる〕、減災対策〔そなえる〕を組み合わせた「総合治水」を県、市、市民の連携のもと、推進する。

また、十分な強度と洪水調整能力を持つため池への改修等、計画的・効率的に農地防災を推進する。さらに、台風等による高潮に備え、防潮堤や水門・排水機場等の整備を推進する。

2 山の管理の徹底・土砂災害対策

市は、県と連携し、県の「第4次山地防災・土砂災害対策計画」等に基づき、治山ダムや砂防堰堤の整備等、土砂災害対策を推進するとともに、山の管理の徹底による森林の防災機能の強化に努める。

特に尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木被害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

3 自然災害に備える（ソフト対策）

市は、上限がない自然災害を踏まえ、「人命を守ること」を最優先に、災害発生時の被害を可能な限り軽減するため、市民が居住地等の自然災害リスクを正しく認知した上で、的確な避難判断など自発的な警戒避難行動に役立つ災害危険情報を発信するとともに、適時、適切な避難指示等の発令に努める。

また、市民の防災意識を高揚し、自発的な避難判断・行動を喚起できるよう、防災知識の普及・啓発等に取り組む。

第5節 地盤災害の防止施設等の整備

〔総務部消防防災課 産業振興部農地整備課・林務水産課 都市整備部建設課・都市計画課〕

第1 砂防設備の整備

1 趣旨

地震や豪雨等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備の整備を推進する。

2 実施計画

(1) 砂防施設の整備

① 土砂災害警戒区域（土石流）の把握

市は、県と連携し、土砂災害警戒区域（土石流）の所在を把握するとともに、その被害を防止するための対策を県に要望する。

② 防災パトロールの強化

特に危険性が高い土砂災害警戒区域（土石流）を中心に、随時パトロールを実施する。

③ 避難体制の整備

土砂災害警戒区域（土石流）については、発生の時期及び規模等が確実に判断できないため、市は、ハザードマップ等により周知を図るとともに、人的被害防止に重点を置き、市民を安全な場所に避難させるための体制を整備する。

(2) 土砂災害警戒区域（土石流）の住民への周知

市は、県と連携して、土砂災害警戒区域（土石流）に対する警戒避難体制の整備に資するため、土砂災害警戒区域図等を住民の閲覧に供するとともに、兵庫県ホームページ等を通じ、市民への周知に努める。

第2 急傾斜地崩壊防止施設の整備

1 趣旨

地震や豪雨等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

2 実施計画

(1) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

① 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の把握

市は、県と連携し、がけ崩れの発生する危険性が高い場所の実態を把握し、対策を要望する。

② 急傾斜地崩壊危険区域の指定等

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、住家密集地域における危険度の高い急傾斜地について、災害の未然防止を図るため、指定の促進を県に要望する。

③ 避難体制の整備

市は、がけ崩れの発生するおそれがある場合、又は発生の危険が切迫している場合に、迅速かつ適切に避難情報が伝達できるよう、避難体制の整備を図る。

また、安全な避難実施に万全を期するため、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、避難場所及び避難経路等について、ハザードマップ等により周知を図る。

(2) 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等の住民への周知

市は、県と連携して、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、土砂災害警戒区域図等を住民の閲覧に供するとともに、兵庫県のホームページ等を通じ、市民への周知に努める。

第3 地すべり防止施設の整備

1 趣 旨

地震や豪雨等に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備を推進する。

2 実施計画

(1) 地すべり防止施設の整備

地すべりによる被害を未然に防止するため、県と連携し、対策工事の実施を推進するとともに、災害の防止を図る。

また、ハザードマップ等により危険場所、避難場所及び避難経路等についての周知に努める。

(2) 土砂災害警戒区域（地すべり）等の住民への周知

市は、県と連携して、土砂災害警戒区域（地すべり）に対する警戒避難体制の整備に資するため、土砂災害警戒区域図等を住民の閲覧に供するとともに、兵庫県のホームページ等を通じ、市民への周知に努める。

第4 治山施設の整備

1 趣 旨

地震や豪雨等に伴う山崩れ等による被害を防止するため、治山施設の整備を推進する。

2 実施計画

(1) 治山施設の整備

崩壊土砂の流出、山腹崩壊及び地すべりによる被害を未然に防止するため、県と連携し、治山対策の推進に努める。

また、発生の危険性が高い場所を中心として、定期的に治山施設等の点検を行うとともに、ハザードマップ等により危険場所、避難場所及び避難経路等についての周知に努める。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木となる危険性の高い溪流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策に努める。

第5 宅地造成等の規制

1 趣 旨

盛土等に伴う災害を防止するため、危険な盛土等の規制を推進する。

2 実施計画

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく区域の指定

令和5年5月の宅地造成及び特定盛土等規制法施行により、県の基礎調査に基づき、市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを宅地造成等工事規制区域に、市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を特定盛土等規制区域に指定する。必要と認めるときは区域の

見直しを県と連携し推進する。

(2) 宅地造成等の工事に対する規制

今後各規制区域内において行われる盛土等の工事に対しては、法令に定める技術的基準の順守を図るとともに、適正な盛土等工事の指導育成、及び宅地造成工事に伴う宅地の保全のため、県の指導を得て、パトロール等を実施する。

第6 災害危険区域対策の実施

1 趣 旨

災害に伴う建築物の被害を防止するため、災害危険区域対策を推進する。

2 実施計画

(1) 災害危険区域の指定

市は、災害の危険性が著しく高いと認められる地域について、県に、災害危険区域の追加指定を要望する。

(2) 災害危険区域内の規制

市は、災害危険区域内での住宅、寄宿舎、下宿、老人福祉施設及び有料老人ホーム等の用に供する建築物の建築が制限されることについて周知を図る。

第7 地盤の液状化対策の実施

1 趣 旨

災害に伴う埋立地等の液状化による被害を防止するため、必要な措置について県と協議し、推進する。

2 実施計画

(1) 液状化対策の実施

市は、液状化現象が地盤条件により一様でないことから、個々の地盤条件に適した液状化対策を検討する。

(2) 液状化対策の普及啓発

市は、県と協力して、市民や建築物の施工主等に対し、液状化対策について、周知を図るとともに実施の促進に努める。

第6節 水害の防止施設等の整備

〔産業振興部農地整備課・林務水産課 都市整備部建設課・用地課・下水道課〕

第1 河川施設の整備

1 趣 旨

河川の氾濫を予防し、地域の災害防止を図るための対策について定める。

2 実施計画

(1) 河川の概要

本市には、次のとおり河川があり、特に複数の河川が流れ込む平野部に市街地が形成されていることから、河川の安全確保は災害の未然防止に向け重要な役割を果たすことになる。

① 二級河川

洲本川、千草川、樋野川、岩戸川、鮎屋川、奥畑川、巽川、竹原川、猪鼻川、天川、初尾川、都志川、鳥飼川、奥所川、堺川、広石川、相原川、塔下川

② 準用河川

血刃川、細石川、釈迦堂川、滝池川、万歳川、枇杷の奥川、堺川、神陽川、鍋底川、陀仏川

③ 普通河川

中小含めて79河川（洲本地域39 五色地域40）

(2) 河川施設の整備

市は、県と連携し、地震被害想定結果等に留意しつつ、必要な整備を計画的に推進する。

(3) 水門等の操作体制

水門及び内水排除施設等の施設管理者は、操作規則等に定めるところにより、災害発生時に必要とされる操作を速やかに行うことができるよう体制を整備する。

また、平時から操作訓練を実施し、所定の操作に習熟しておくことで、災害発生時においても確実な操作が可能となるよう努める。

第2 内水の排除対策の推進

1 趣 旨

豪雨、高潮等に伴う内水排除のための対策について定める。

2 実施計画

由良地域の低地帯では、大型排水施設等による高潮対策が継続的に実施されている。

高潮により潮位が上昇すると、河川下流部では排水ができず、内水氾濫の要因となることから、物部地域、都志地域、潮地域には内水ポンプを設置し、対策が必要な箇所については引き続き整備を推進する。

第3 海岸施設の整備

1 趣 旨

災害による海岸施設の被害を防止するための対策について定める。

2 実施計画

(1) 海岸施設の概要

本市は、東西両方向において大阪湾及び播磨灘に面しており、海岸線の延長はそれぞれ約38.9km、約12.5kmに及んでいる。

海岸線付近には、市街地及び漁港等を中心とした比較的人口密集度の高い集落が立地していることから、海岸線の安全確保は災害を未然に防止する上で、非常に重要な役割を果たすことになる。

(2) 海岸施設の整備

市は、県と連携し、地震被害想定結果等に留意しつつ、必要な整備を計画的に図っていく。

(3) 水門等の操作体制

市は、水門及びスライドゲートなどの防潮施設について、操作規則等に定めるところにより、災害発生時に必要とされる操作を速やかに行うことができるよう県と連携し、体制を整備する。

また、平時から操作訓練を実施し、所定の操作に習熟しておくことで、災害発生時においても確実な操作が可能となるよう努める。

第4 ため池施設の整備

1 趣 旨

地震や豪雨等によるため池施設の被害を防止するための対策について定める。

2 実施計画

(1) ため池の概要

本市には、ため池が3,129箇所（防災重点ため池469箇所、その他のため池2,660箇所、（令和5年9月現在））あり、灌漑用水源等として重要な役割を果たしているが、一部には老朽化が進行しているもの、また耕地面積の減少によりほとんど利用されなくなったものもみられる。

(2) ため池の改修・整備

市は、県と連携し、農地の保全を図るとともに、防災上の観点から、ため池管理者による改修又は廃止、及び善良な維持管理が図られるよう、啓発指導に努める。

なお、これらについては、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」（令和5年12月改訂）に基づき計画的かつ早期の整備・改修を推進する。

(3) ため池の管理

田主及び土地改良区等、ため池管理者は、災害による被害を最小限にとどめるための事前措置として、次の措置を講じる。

- ① 防災パトロールの実施による危険度の把握
- ② 余水吐等排水施設の機能維持（雑物除去等）、堤防等の漏水場所の点検
- ③ ため池管理者、町内会及び消防団等の連携により、災害時においてそれぞれの判断のもとに水ぬきができる体制づくり
- ④ 応急対策用資材（土のう、杭及びビニールシート等）の準備

(4) 周知・広報

市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップによる周知等、避難に係る判断に必要な情報を住民等に提供する。

第7節 災害に強い森づくりの推進等

〔産業振興部林務水産課〕

第1 趣 旨

「緑」の保全・再生を社会全体で支え、市民総参加で取り組む仕組みとして、平成18年度から導入された「県民緑税」を活用し、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進める「災害に強い森づくり」等について定める。

第2 内 容

1 緊急防災林整備（斜面对策）

市、森林所有者、森林組合等は、スギ・ヒノキ人工林が大半を占める危険渓流域の森林や、急傾斜等で山地災害防止機能の高度発揮が求められる森林で、概ね60年生以下のスギ・ヒノキ林を対象に早期・確実に防災機能向上を図ることを目的として、間伐木を利用した土留工の設置など森林整備を実施する。

2 里山防災林整備

集落に近接する未整備森林を、豪雨、暴風雨等による倒木や崩壊を誘発しない森林へ誘導するため、危険木除去などの森林整備、簡易防災施設等を整備する。

3 住民参画型森林整備

市は、地域住民やボランティア等による自発的な集落周辺裏山の森林整備や簡易防災施設整備等に必要な資機材費及び危険木等の伐採に係る森林組合等への委託費の支援を実施する。

4 流木被害対策

倒木や間伐材の災害時における流出による被害を軽減するため、流木災害が発生するおそれのある危険渓流等において、危険木や間伐材の除去、簡易流木止め施設の設置等に努める。

第8節 交通関係施設の整備

〔総務部消防防災課 産業振興部農地整備課・林務水産課 都市整備部建設課〕

第1 道路施設の整備

1 趣旨

多方向からの交通ルートの確保を考慮し、災害に強い道路施設の整備等について定める。

2 内容

(1) 道路及び橋梁の整備

① 幹線道路の整備

幹線道路は、火災の延焼遮断帯となるとともに、災害時に各方面から集散する人員及び物資等の緊急輸送道路となるなど、重要な役割を有している。

このため、市は、国及び県等による道路整備の着実な促進に協力するとともに、市内主要幹線の整備を進めていく。

また、道路の整備に当たっては、緑化及び植栽を進めるなど、景観への配慮及び延焼遮断帯としての機能強化についても併せて推進する。

施策名	管理主体	路線名（工区） 事業場所	事業内容
道路整備	国	国道28号洲本バイパス	L=6,000m、内3,600m供用済（1路線）
	兵庫県	主要地方道 【洲本五色線】	
		鮎原南谷（五色町鮎原南谷）	バイパス L=200m（2車線）
		都志大宮（五色町都志大宮）	現道拡幅 L=220m（2車線）
		県道【鳥飼浦洲本線】	
		奥畑（洲本市奥畑～上内膳）	現道拡幅 L=1,200m（2車線）
		上内膳（洲本市上内膳）	現道拡幅 L=500m（2車線）
		広域農道（南あわじ阿万上～洲本市千草） 南淡路地区（オニオンロード）	農道新設 現道拡幅 L=17,000m（2車線）
洲本市	市内主要幹線道路整備 市道：宇原千草線、小路谷千草線、加茂中央線、大野千草線、下内膳線、山神線	L=5,820m 6路線	
交通安全施設整備	兵庫県	県道 【広田洲本線】	
		洲本市大野	歩道設置 L=400m 片側

② 生活道路の整備

生活道路は、平時は市民に最も身近な道路であり、災害時には避難経路、救援物資等輸送のための代替道路、及び延焼遮断帯としての役割を果たす。

このため、市は、多方向からの道路網を形成できるよう整備するとともに、安全でゆとりのある空間づくりを進める。

③ 橋梁の整備

市は、避難行動、救援救護活動、及び復旧活動等に支障のないよう、災害に強い橋梁の整備を行うとともに、既設橋梁の耐震性向上のため、調査及び補強を継続的に実施する。

第2 港湾施設の整備

1 趣 旨

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い港湾施設の整備等について定める。

2 実施計画

(1) 港湾の整備

海上輸送の拠点となる港湾、特に洲本港（兵庫県管理）については、本市のみならず、淡路島南部地域にとってきわめて重要な港湾であることから、市は、県と連携し、災害に強い港湾施設の整備等に努める。

第3 漁港施設の整備

1 趣 旨

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い漁港施設の整備等について定める。

2 実施計画

(1) 漁港の整備

市は、安全な航路及び泊地を確保し、漁船及び漁業施設における災害を未然に防止するため、漁港の計画的な整備を図る。

また、発災後の漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について、建設業者等との協定の締結に努める。

第4 ヘリポート対策の実施

1 趣 旨

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強いヘリポート対策について定める。

2 実施計画

(1) 市は、県によるヘリコプター臨時離着陸場適地の指定を受け、災害時における人員及び物資等の輸送に当たりヘリコプターを使用する場合に備える。

また、ヘリコプター臨時離着陸場適地と、庁舎、広域輸送拠点及び地域防災拠点等とを円滑に連絡するため、必要となる人員及び資機材等を整備するとともに、緊急輸送道路等道路の通行確保を図る。

(2) 市は、負傷者の迅速な搬送の場合は、避難所の開設状況を踏まえ、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から学校関係者と協議する。

【災害時の臨時ヘリポート一覧表】

番号	所在地	離着陸場 適地名	施設管理者	連絡先 電話番号	許可	最大対応 機種	敷地の 広さ
淡 234	洲本市宇原 1807	市民交流セン ター野球場	洲本市教育長 (教育委員会生 涯学習課)	0799 -22-3331		川崎CH -47J	130 × 130m
淡 235	洲本市由良町 由良 161,996	関西太平洋鋁 産株式会社内 田鋁業所	関西太平洋鋁 産株式会社内田 鋁業所長(消防防 災課)	0799 -27-1321	警	川崎UH -1J	80 × 70m
淡 236	洲本市木戸 350	城戸アグリ公 園	洲本市長(産業 振興部農政課)	0799 -22-3321		川崎CH -47J	181 × 140m
淡 242	洲本市五色町 都志大日 707	五色県民健康 村グラウンド	洲本市長(健康 村トレーニング センター)	0799 -33-1254	県	川崎CH -47J	120 × 100m
淡路 280	洲本市五色町 鳥飼浦 2613	五色台運動公 園(アスパ五 色)	洲本市教育長 (教育委員会生 涯学習課)	0799 -34-1177		川崎CH -47J	205 × 127m
淡 331	洲本市塩屋 1- 1-137	県立淡路医療 センター	兵庫県淡路医療 センター事業管 理者(総務課)	0799 -22-1200		川崎BK 117型 B-2	15 × 15m

※ 許可 : 警…兵庫県警許可申請
県…兵庫県許可申請

最大対応機種 : 飛行場外離着陸場設置基準の「一般基準」又は「防災基準」に照らし、当該
適地に離着陸可能なヘリコプターの最大機種

第9節 ライフライン関係施設の整備

〔総務部総務課 都市整備部下水道課 淡路広域水道企業団 消防本部 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社（淡路配電営業所） 西日本電信電話株式会社 兵庫支店 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 洲本瓦斯株式会社 （一社）兵庫県LPガス協会淡路支部〕

第1 二次災害の防止活動

1 広域応援体制の整備

市は、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備等の充実を図る。

2 陸域二次災害防止等

市は、県、関係事業者等と連携して、災害による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

なお、これらの活動に当たっては、要員の安全確保に配慮する。

また、県により、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市へ指示される。

3 海域二次災害防止等

第五管区海上保安本部（神戸海上保安部）、県、市等は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じる。

また、港湾管理者及び漁港管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努める。

なお、これらの活動に当たっては、要員の安全確保に配慮する。

第2 水道施設の整備等

1 趣旨

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする水道施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

2 実施計画

（1）重要施設の耐震性診断並びに耐震性強化

水道企業団は、災害による断水等をできるだけ少なくするため、重要施設について被害を最小限にとどめられるよう、施設の新設、拡張又は改良時において、計画的に耐震化を進める。

① 重要度の高い基幹施設

ア 浄水場及び配水池等の構造物

イ 主要な管路

② 防災上重要な施設

ア 避難所及び救急病院

イ 社会福祉施設

- ③ 水道施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設
 - ア 情報伝送設備
 - イ 遠隔監視及び制御設備
 - ウ 非常用発電設備
- (2) 水道施設の保守点検
 - 水道企業団は、水道施設の維持管理に当たり、貯水、取水、浄水、導水、送水及び配水等に係る施設の巡回点検を行う。
- (3) 水道施設の新設等
 - 水道企業団は、耐震性診断及び立地条件等を勘案した上で、老朽化の進行に応じ、次の施設及び設備を計画的に更新する。
 - ① 耐震性の高い管材料及び伸縮可撓継手の採用
 - ② 地域防災拠点における飲料用耐震性貯水槽の整備
- (4) 断水対策
 - 水道企業団は、基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、及び配水区域のブロック化（緊急性遮断弁の設置）により被害区域の限定化を図る。
- (5) 図面の整備
 - 水道企業団は、緊急時において適切な対応がとれるよう、平時から図面等の整備を図り、保守点検を通じ施設の現況を把握する。
- (6) 系統間の相互連絡
 - 水道企業団は、導水管路、送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けた場合、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、他市との連絡管を整備し、導水、送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。
 - また、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。
- (7) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく相互応援活動
 - 市及び水道企業団は、県内の各市町及び各水道事業体において締結された協定に基づき、災害対策用資機材の備蓄状況など、災害対策に関する情報交換及び連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。
- (8) 災害対策用資機材等の整備
 - 市は、災害時に必要となる資機材を把握し、あらかじめ調達方法及び保管場所等を定める。
 - なお、保管場所については、交通の便利な場所に適宜分散しておく。
 - また、応急給水に用いる給水車及び給水タンク等について点検整備を進めるとともに、緊急時における井戸の利用を踏まえ、簡易型浄水機及び消毒薬品等を整備するなど、所要給水量が確保できるよう努める。
- (9) 教育及び訓練並びに平時の広報
 - 市は、災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平時より次の事項を中心とした教育及び訓練等を実施する。
 - ① 職員に対する教育及び訓練
 - ア 防災体制及び災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会等の開催
 - イ 動員計画及び行動計画に基づく訓練
 - ② 市民に対する平時の広報及び訓練
 - ア 広報
 - a) 事前対策及び災害対策
 - b) 飲料水の確保
 - c) 給水方法の周知徹底
 - d) 水質についての注意

- e) 広報の方法
- イ 訓練
 応急給水訓練等

第3 下水道施設等の整備等

1 趣旨

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする下水道施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

2 内容

(1) 下水道施設の機能保持

市は、災害発生時においても下水道機能を保持するため、重要施設について、既存の業務継続計画（BCP）の見直しに努め、被害を最小限にとどめられるよう、施設の新設、増設又は改築時において、機能の向上を視野に入れつつ、計画的に整備を進める。

(2) 下水道施設の保守点検

市は、下水道施設の災害による被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の状態を常に把握しておく。

また、平時より巡視及び点検を行い、老朽施設及び故障箇所の改善を実施するとともに、必要に応じ、災害対策を講じておく。

- ① 下水道台帳の整備
- ② 災害即応履歴の作成
- ③ 耐震点検
- ④ 日常点検保守
- ⑤ 被災の可能性が高い場所の把握

(3) 下水道災害時の応援体制の整備

「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき開催される応援連絡会議において、災害時の応援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じて実施される災害時を想定した訓練及び研修等に参加し、災害時における応援活動が円滑に行われるよう努める。

(4) 災害対策用資機材の整備

市は、緊急措置及び応急復旧に必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法及び保管場所等を定めておく。

また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(5) 教育及び訓練並びに平時の広報

市は、災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平時より教育及び訓練等を実施する。

第4 電力施設の整備等

1 趣旨

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

2 実施計画

(1) 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社（淡路配電営業所）は、保有する電力設備に対

して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

① 震災対策

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて、各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

設備区分		対策の基本的な考え方			
		地震動		津波	
		一般的な地震動	高レベル地震動	頻度の高い津波	最大クラスの津波
区分Ⅰ	火力発電設備 LNGタンク 油タンク	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと
	ダム				
区分Ⅱ	発電設備 (区分Ⅰ除く) 流通設備 電力保安通信設備	個々の機能に重大な支障が生じないこと	著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること	個々の機能に重大な支障が生じないこと	設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲での津波の影響の軽減対策を行うこと

上記の基本的な考え方を踏まえ、各設備所在地域の地震・津波による被害想定に従い、次の諸対策を実施する。

なお、一般的な地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計を行う。

ア 地震動への対応

a) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

b) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

c) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

d) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。

また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

- ② 津波対策
 - ア 送電設備
送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。
 - イ 変電設備
変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。
 - ウ 配電設備
地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減及び復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。
 - エ 通信設備
主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。
- ③ 水害対策
 - ア 送電設備
鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。
やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。
地中電線路については、ケーブルヘンドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
 - イ 変電設備
浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。
また、屋外機器は、基本にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。
- ④ 風害対策
各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。
- ⑤ 塩害対策
塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。
 - ア 送電設備
耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。
 - イ 変電設備
耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。
 - ウ 配電設備
耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。
- ⑥ 雪害対策
雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。
 - ア 送電設備
鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。
また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。
 - イ 変電設備
機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。
 - ウ 配電設備
縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。
- ⑦ 雷害対策
 - ア 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

イ 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け対処する。

⑧ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。

将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

⑨ 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平常時から協力会社へのPRを徹底する。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社（淡路配電営業所）は、災害の発生に備え、次の施設及び設備の整備を図る。

① 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

イ 潮位、波高等の観測施設及び設備

ウ 地震動観測設備

② 通信連絡施設及び設備

ア 通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

a) 無線伝送設備

○ マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備

○ 移動無線設備

○ 衛星通信設備

b) 有線伝送設備

○ 通信ケーブル

○ 電力線搬送設備

○ 通信線搬送設備、光搬送設備

c) 交換設備(防災関係機関との直通電話を含む)

d) IPネットワーク設備

e) 通信用電源設備

イ 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。

また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど、伝達手段の多様化を図る。

③ 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

④ コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

⑤ その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。

(3) 電気事故の防止

電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

① 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

② 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- a) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- b) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- c) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- d) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- e) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること
- f) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- g) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- h) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ PRの方法

電気事故防止PRについては、平日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

③ 停電関連

市や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用している施設の、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

(4) 復旧用資機材等の確保及び整備

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社（淡路配電営業所）は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

① 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

② 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等

の輸送力確保に努める。

- ③ 復旧用資機材の整備点検
平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。
- ④ 復旧用資機材の広域運営
平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。
災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。
- ⑤ 食料、医療・医薬品等生活必需品の備蓄
平常時から食料、医療・医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。
- ⑥ 復旧用資機材等の仮置場の確保
災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

(5) 防災訓練及び防災教育の実施

- ① 防災訓練の実施
災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。
なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。
また、国及び県、市等が実施する防災訓練には積極的に参加する。
- ② 防災教育の実施
災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講習会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(6) マニュアル類の整備

災害発生時に講じるべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

(7) 安定的な電力供給に向けた連携強化

市は、県、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社（淡路配電営業所）が実施する、倒木等により送配電網や啓開作業等に支障が生じることへの対策としての事前伐採等の実施の協力を努める。

第4 電気通信施設の整備等

1 趣 旨

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

2 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、楽天モバイル株式会社の取組み

(1) 電気通信施設の強化

- ① 建物及び鉄塔
建築基準法で定める基準に適合し、かつ独自の構造設計指針により耐震設計を実施する。
また、必要に応じ、耐震診断及び補強を実施する。
- ② 所内設備
ア 機械設備
建物に設備している交換機及び伝送設備などについて、震動による倒壊及び損傷を防止するため、建物の梁、壁及び床などに支持金物でボルト固定を実施するとともに、各装置に搭

載している電子部品等も脱落及びずれが生じないように固定し、耐震補強を実施する。

イ 電力設備

電力設備は、建物へ支持金物により固定し、蓄電池は耐震枠による移動防止などの対策を講じる。

また、発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、並びに蓄電池及び自家発電装置の耐震性の強化を実施する。

③ 所外設備

架空ケーブルが家屋倒壊及び火災による損傷を受けるのに対し、地下ケーブルはそれらを免れるなど、数倍以上の信頼性の高さが確認されているため、都市部等需要の多いところから、必要に応じ、計画的に地中化を推進する。

(2) 災害対策用機材の整備及び点検

① 通信途絶防止用無線網の整備

ア 可搬型無線機 (TZ-403、TZ-403D)、可搬型デジタル無線方式 (11P-150M)

② 災害対策用機器の整備及び充実

ア 応急復旧ケーブル

イ 非常用可搬型デジタル交換装置、汎用多重化装置衛星車載局及びポータブル衛星通信システム

ウ 移動電源車及び可搬型発動発電機

エ 排水ポンプ

(3) 防災訓練の実施

災害時に備え、災害対策用機器の取扱方法の熟知、情報連絡及び復旧体制の充実、並びに防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、市及び防災関係機関が主催する総合防災訓練にあつては積極的に参加する。

① 演習の種類

ア 災害対策情報伝達演習

イ 災害対策演習

ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習

② 演習の方法

ア 広域規模における復旧シミュレーション

イ 事務所単位での、かけつけ・情報伝達演習

ウ 市及び防災関係機関における防災総合訓練への参加

(4) 安定的な電気通信に向けた連携強化

市は、県、西日本電信電話株式会社が実施する、倒木等により送配電網や道路啓開等に支障が生じることへの対策としての事前伐採等の実施の協力を努める。

3 KDDI株式会社の取組み

各事業所は、必要に応じて、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(1) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行う。

また、主要な通信設備等については、予備電源を設置する。

(2) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行う。

① 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

② 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛

星等により可能な限り多ルート化を図る。

(3) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

(4) 防災訓練の実施

- ① 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。
- ② 訓練に実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

4 ソフトバンク株式会社の取組み

次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

(1) 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施する。

① 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置する。

また、重要拠点については燃料タンクを設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとる。

② 伝送路対策

ネットワークセンター間及び複数の基地局の通信を通す基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施する。

(2) 自主保安体制の構築

① 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）を確立する。

② 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万が一に備える。

③ 災害対策用設備及び防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材及び予備品などを確保する。

(3) 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直し及び改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練する。

5 楽天モバイル株式会社の取組

(1) 関係機関との連絡調整

災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。

① 本社における対応

- ア 総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。
- イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
- ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。

② 地域における対応

- ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。
- イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(2) 通信設備等の高信頼化

電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。

(3) 重要通信の確保

災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。

(5) 防災に関する教育、訓練

災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。

第5 ガス施設の整備等

1 趣 旨

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にするガス施設等の整備とそれに関連する防災対策について定める。

2 実施計画

洲本瓦斯株式会社は、次の対策を推進する。

(1) ガス（ガス導管）の耐震性強化

ガス導管は、ガス事業法及び日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき、設計施工する。

(2) 防災システムの強化

- ① 地震計の設置
- ② 導管網のブロック化
- ③ 緊急時のガス供給停止システムの強化
- ④ 復旧作業を効率化する技術の向上

(3) 防災体制の整備

- ① 要員の確保
被害状況に応じ、従業員及び協力会社作業員を必要な作業工程ごとに効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行う。
- ② 教育訓練
災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、及び復旧手順等

について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回程度全体規模での訓練を実施する。

(4) LPガス施設等の整備

(一社)兵庫県LPガス協会淡路支部は、次の対策を推進する。

① LPガス施設整備計画

災害による充填所及び消費者設備等LPガス施設の被害を防止するため、耐震性の向上を図るとともに、防災体制の整備に努める。

② LPガス供給体制の充実

LPガス供給は、大規模災害が発生した場合も、復旧所要期間が比較的短期間で可能であり、簡便に供給再開ができることから、LPガスを他の基地より供給できるバックアップ体制及び近隣におけるLPガス業界の支援体制を整えるなど、LPガスの供給体制の充実を図る。

第6 共同溝等の整備

1 趣 旨

災害による被害を受けにくく、被災しても迅速な復旧を可能にする共同溝等の整備について定める。

2 実施計画

(1) 共同溝等の整備

① 共同溝等の整備

市は、道路管理者と連携し、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社（淡路配電営業所）、西日本電信電話株式会社、洲本瓦斯株式会社等のライフライン事業者と協議の上、共同溝等の整備を推進し、被災時のライフラインの迅速復旧及び道路機能の確保を図る。

② 共同溝等の種類

供給系ライフラインで、電線及びケーブルを収納できる電線共同溝（C・C・BOX）とする。

第10節 危険物施設等の予防対策の実施

〔総務部消防防災課 消防本部〕

第1 趣 旨

危険物施設等の保全、耐震性の強化及び保安対策について定める。

第2 内 容

1 危険物施設の予防対策

(1) 危険物施設の保全と耐震性の強化

危険物取扱事業所等は、消防法をはじめとする関係法令に基づき、施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、施設の耐震性の強化に努め、危険物による災害の予防に万全を期する。

(2) 保安体制の確立

危険物取扱事業所等は、次のとおり保安体制を確立する。

- ① 事業主等の自主的保安体制の確立
- ② 事業所間の相互協力体制の確立
- ③ 市民の安全対策の確立

(3) 市及び消防本部の保安対策

- ① 市及び消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修又は移転させるなど、危険物指導の強化を図る。
- ② 市及び消防本部は、次のとおり保安対策を実施する。
 - ア 危険物施設の把握と防災計画の策定
危険物施設、並びに常に貯蔵され、取り扱われる危険物の性質及び数量等を把握するとともに、これに対応する的確な防災計画を策定するよう指導する。
 - イ 監督指導の強化
危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施し、関係法令を遵守させる。
 - ウ 消防体制の強化
他の市町との相互応援協定の締結を推進する。
 - エ 防災教育
危険物関係職員及び施設関係者に対し、関係法令及び災害時における危険物の防除に係る具体的な方法について、視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

2 高圧ガス施設の予防対策

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

高圧ガス関係事業者は、次の施設について、保全対策及び耐震性の強化を推進する。

- ① 塔槽類
- ② 圧縮機及びポンプ
- ③ 配管
- ④ 防液堤
- ⑤ 防消火設備
- ⑥ 計装関係
- ⑦ 通報設備

(2) 保安体制

高圧ガス関係事業者は、自己の責任において、次のとおり高圧ガスによる災害の予防に努める。

- ① 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備
- ② 防災資機材の整備
- ③ 保安教育の実施
- ④ 防災訓練の実施

3 火薬類施設の予防対策

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

火薬類関係事業者は、火薬類施設について、火薬類取締法に基づく構造とし、施設基準の維持等の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

関係機関は、火薬類施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、完成検査、並びに立入りによる検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転、及び技術上の基準に従い火薬類を製造又は貯蔵することを命ずる。

(2) 保安体制

火薬類関係事業者は、自己の責任において、次のとおり火薬類の災害予防に努める。

- ① 火薬類関係事業所における防災体制の整備
- ② 保安教育の実施
- ③ 防災訓練の実施

4 毒物及び劇物施設

毒物及び劇物取扱事業者は、保管している毒物及び劇物が地震によって転倒するなどにより、市民の保健衛生上危害を及ぼすことのないよう、十分な安全管理に努めるとともに、洲本健康福祉事務所、警察署又は消防本部に保管位置、種類及び量等を届け出る。

第5章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

第1節 ひょうご防災減災推進条例に基づく活動

〔総務部消防防災課〕

第1 趣 旨

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、今後、安全で安心な社会づくりを推進するとともに、国内外で発生する災害による被害の軽減にも貢献していくために制定された条例に基づく活動を行う。

第2 内 容

市は、防災減災の取組を推進するため、次に掲げる事業を行う。

- ① 指定避難所の指定及び整備等を行う事業
- ② 避難行動要支援者その他の特に配慮を要する者を支援する事業
- ③ 地域で災害に対処するための能力である地域防災力の向上に資する事業
- ④ 防災減災の取組を推進する体制を整備する事業
- ⑤ その他防災減災の取組を推進するために必要な事業

また、県及び防災関係機関と連携して、住民等の自発的な防災減災のための活動を促進するほか、避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する必要な措置を行う。

さらに、住民、自主防災組織、事業者等は、ひょうご防災減災推進条例に基づく取組を行う。

第2節 住宅再建共済制度の促進

〔健康福祉部福祉課〕

第1 趣 旨

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて創設した兵庫県住宅再建共済制度の普及浸透について定める。

第2 内 容

本制度は、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支え合うことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として創設したものであることから、その定着、発展に向けひとりでも多くの市民の加入促進を図る。

（兵庫県住宅再建共済制度の概要）

1 制度の実施

- (1) 県は、条例の規定に基づき、兵庫県住宅再建共済制度（以下「共済制度」という。）を実施する。
- (2) 共済制度の運営を、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に委託する。

2 共済制度の概要

区 分	住宅再建共済制度 (フェニックス共済)	マンション共用部分 再建共済制度	家財再建共済制度
運用開始	平成 17 年 9 月	平成 19 年 10 月	平成 22 年 8 月
対象	全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分 (1棟単位)	住宅に存する家財(ただし1戸の住宅に存する家財につき1加入)
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害		
共済負担金	1戸につき年額 5,000 円 (加入初年度は月額 500 円 (上限 5,000 円))	年額 2,400 円/戸×住戸数 1(加入初年度は月額 200 円/戸×月数×住戸 数)	戸につき年額 1,500 円(加入初 年度は月額 150 円(上限 1,500 円)) ※ 住宅再建共済制度加入者 (同時加入を含む)は、年額 1,000 円 (加入初年度は月額 100 円(上 限 1,000 円))
	準半壊 特約	上記負担金に追加して年 額 500 円負担。(加入初年 度は月額 50 円(上限 500 円))	上記負担金に追加して年 額 250 円/戸×住戸数。(加 入初年度は(月額 25 円 /戸×月数)(上限 250 円 /戸)×住戸数)
	複数年 一括支 払割引	3年 準半壊特 約 1戸につき 1,000 円 (1戸につき 100 円)	500 円×住戸数 (50 円×住戸数)
	5年 準半壊特 約 1戸につき 2,000 円	1,000 円×住戸数 (100 円×住戸数)	1戸につき 600 円 ※ 住宅再建共済制度加入者 (同時加入を含む)は、400 円

区 分	住宅再建共済制度 (フェニックス共済)	マンション共用部分 再建共済制度	家財再建共済制度
	(1戸につき 200円)		
	10年 準半壊特 約 1戸につき 5,000円 (1戸につき 500円)	2,500円×住戸数 (250円×住戸数)	1戸につき1,500円 ※ 住宅再建共済制度加入者 (同時加入を含む)は、1,000 円
共済給付金	○全壊・大規模半壊・中規模半壊又は半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○中規模半壊又は半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○全壊・大規模半壊・中規模半壊又は半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○中規模半壊又は半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が中規模半壊又は半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円
準半壊 特約	○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12.5万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12.5万円×加入住戸数	

(注) 1 住宅再建共済制度

- (1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。
- (2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。
 - ① 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
 - ② 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

2 マンション共用部分再建共済制度

県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。

3 家財再建共済制度

賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

第6章 その他の災害予防計画

第1節 大規模事故の予防対策の推進

〔総務部消防防災課 関係各部署〕

第1 趣 旨

大規模事故に係る災害が発生した場合の被害を防止し、又は最小限に抑えるための対策について定める。

第2 内 容

1 交通の安全のための情報の充実

(1) 交通安全の普及啓発活動

市は、県及び警察署と連携して、広く市民の交通安全の普及・啓発に努めるため、「ストップ・ザ・交通事故」県民運動等を推進する。

また、県及び県警察本部等は、「ひょうご交通安全憲章」の普及啓発に努めるとともに、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図る。

(2) 安全な運行の確保

市は、県及び警察署と連携して、自動車の運転者及びこれから運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育等の充実に努める。

また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を支援する。

(3) 自動車の点検の実施

車両を運転しようとする者は、法令の定めるところにより、始業点検等を行うとともに、日頃より車両の適切な保守管理を行う。

2 雑踏事故の予防

市は、祭礼、公営競技、花火大会、興業その他の行事等の会場及びその周辺等、特定の場所に多数の者が一時的に集合することに起因し、転倒、異常行動等により死傷者が生じる雑踏事故の防止に関して、県や関係機関と調整を図りながら、行事等の主催者に対して、以下の事項について周知徹底に努める。

(1) 雑踏の特殊性

市は、雑踏が不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展するおそれがある等の特殊性を有していることに配慮する。

(2) 主催者等への周知

市は、関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。

① 行事の開催に当たり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に警察署及び消防本部並びに地区医師会及び医療機関と連絡調整を行うこと。

② 事故が発生した場合には、迅速に警察署及び消防本部並びに地区医師会、医療機関及び県（災害対策センター）にその旨通報すること。

3 航空機災害の予防

航空機災害に関しては、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等により、多数の死傷者等が発生した場合を想定する。

なお、市街地への墜落の場合、被災者が多数発生するおそれがあること、大規模な火災が発生するおそれがあること等について考慮し、山間部及び沿岸部における墜落の場合は、墜落地点の特定、捜索及び救助・救急活動に困難が予想されること等を考慮する必要がある。

(1) 情報の収集

- ① 市は、航空事故発生時に県、大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、第五管区海上保安本部、航空運送事業者等が発信する情報の収集・伝達体制の整備を図る。
- ② 市は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- ③ 市は、緊急時の情報の収集・伝達体制を整備し、以下の資料を備えておく。
 - ア 関係機関の所在地、電話、FAX番号等の一覧表
 - イ 関係機関相互の連絡経路
- ④ 市は、警察署や医療機関、事業者等による、従来からの安否情報の提供に加えて、それを補完する仕組みとして、消防庁が構築した安否情報システムを活用した自治体による安否情報の収集・提供の仕組みづくりについて検討する。

4 道路・自動車関係の災害の予防

道路・自動車関係の災害としては、道路構造物の被災、自動車の火災・爆発、道路上での大きな交通事故のほか、歩道上等において多数の群衆で混雑し、転倒により多数の死傷者が発生するという雑踏事故を含めて想定する。

(1) 道路施設等の整備

道路管理者は、関係者間で調整を図りながら道路災害の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。

- ① 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。
- ② 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ③ 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- ④ 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

(2) 道路交通の安全のための情報の充実

- ① 道路管理者は、神戸地方気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、神戸地方気象台と協力して、情報を活用できる体制の整備を図る。
- ② 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- ③ 県警察本部は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- ④ 警察署は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- ⑤ 消防本部等は、危険物の輸送時の大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行について、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等とともに荷主及び危険物運送事業者への指導に努める。また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏えい等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理

等を行うため、危険物データベース及び危険物に対応することの可能な装備資機材の整備を図る。なお、総務省消防庁が構築する「危険物災害等情報支援システム」の活用を図る。